



会報

# 日食協

第42号 60.5.25発行 日本加工食品卸協会 東京都中央区日本橋室町2丁目6番地(江戸ヒル4階)  
〒103 電話 東京03 (241)6568-6569番

目

次

## 定時総会資料掲載号

◇理事会・定時総会議案	2
◇昭和59年度事業報告書	3
8支部の活動概況	9
会員・賛助会員内訳表	14
◇主な活動内容	14
◇都内百貨店共同配送事業報告書	30
◇昭和59年度収支決算書	33
貸借対照表	34
財産目録	35
◇昭和60年度事業計画	35
◇昭和60年度収支予算	42

\*\*\*\*\*

日食協生みの親・和氣顧問逝く	44
◇弔辭	45

◇情報システム化委員会「全国コードセンター」で最終協議	46
◇全国コードセンター準備委員会	46

支部ニュース	46
--------	----

◇物流コスト・返品実態調査〔関東支部〕	46
---------------------	----

◇北陸ブロック幹事会	47
------------	----

◇返品問題の案作成につき検討	47
----------------	----

◇「共同配送小委員会」を設置	47
----------------	----

◇笹田傳左衛門氏ご逝去	47
-------------	----

## 酒類食品全国コードセンター規約

◇ご加入のおすすめ	48
-----------	----

◇酒類食品全国コードセンター規約	54
------------------	----

<別添>加入申込書

\*\*\*\*\*

## 理事会、定時総会開催時刻表

開催日 昭和60年5月24日(金)  
場所 鉄道会館ルビーホール  
東京都千代田区丸の内1-9-1 東京駅八重洲口

☆ ☆

運営委員会	9:00 ~ 10:30	11階 瑞の間
理事会	10:30 ~ 13:00	12階 有明の間
定時総会	14:00 ~ 16:00	12階 凤凰の間

## 理 事 会

議案 第1号議案 定時総会提出書議案に関する件  
(総会提出議案に同じく)  
第2号議案 その他の

## 定 時 総 会 提 出 議 案

議案 第1号議案	昭和59年度事業報告に関する件
第2号議案	昭和59年度決算報告に関する件
第3号議案	昭和60年度事業計画案に関する件
第4号議案	昭和60年度会費の額及び賦課徴収方法に関する件
第5号議案	昭和60年度収支予算案に関する件
第6号議案	新規加入会員、退会会員に関する件
第7号議案	一部役員の増員に関する件
第8号議案	その他 以上

# 昭和59年度事業報告書

(昭和59年4月1日～昭和60年3月31日)

昭和52年5月に日本加工食品卸協会が発足して8年を経過した。その間における社会、経済の諸環境は大きく変容し、卸売機能自体も環境変化に即した機能開発が求められ、新しい卸売業の機能対応の時代を迎えており、加工食品卸の全国団体としての日食協は、新たな視点に立って各委員会、各支部活動等を原動力として59年度事業の推進に当たってきた。

特に、日食協の発足当初から食品卸業界の2大テーマとして挙げられていた割戻金対策と返品是正の問題について重点的に取り組むことになり、すでに前年度において割戻金に関しては呼称と性格を明確化し、併せて決済期日についてもモデル策定がなされ、業界コンセンサスのもとでの標準化が提唱されたところであるが、59年度はその普及推進活動に力点が置かれ、基本契約割戻金等を中心に決済期日の短縮化がメーカー協力のもとで進められた。

また、返品問題については各支部においても是正のための活動が続けられているが、全国レベルでの返品実態の調査を実施することとし、第三者の調査研究機関である流通政策研究所に委嘱し食品流通業界における返品の実態を業界としてはじめて把むことが出来た。

この調査分析結果をもとに同研究所の業界に対する提言を得、これを踏えての具体的方策が講ぜられることになった。

いずれにしても、この返品問題はメーカー、卸、小売のいずれの業界に取っても、それによって得られるものは何ものもなく、国民経済的に見ても大きな損失であるとの観点から業界相互の話し合いの場を設け是正に努める方針が固められた。

量販店等に納入する商品の小口化の推進については、ガイドライン策定以来3年目の活動に入ったが、メーカー協力のもとでの進捗状況は順調であり、ワーキンググループによるメーカーとの個別ヒヤリング等の結果では概ね7割強の商品が小口化され、未対応商品も段階的に改善の方向にある。

卸売業界にとって、情報機能はこれからますます重要な機能の一つに挙げられるが、業界全体にわたってのシステム化推進の如何により開かれたる業界となるかどうかの分岐点に立つこととなる。その意味において、日食協が推進母体となり酒類食品業界の全国取引先コードセンターがいよいよ開設の運びとなつたことは業界活動の成果として特記できよう。

消費者への親切表示の一つとして加工食品の賞味期間の表示化が進んでいるが、前年度来から缶詰にも賞味期間の表示を要求する問題が持ちあがり、日食協の缶詰ブランドオーナー会では、流通段階の立場でパッカー団体に対し適切なる要請を行うとともに、お得意先へのオリエンテーションを関係団体とともに積極的に実施することになった。

また、首都圏内の百貨店に納入する商品の共同配送事業は、業務を開始して1年を迎えることになるが、この間、事故皆無で順調に作業が進展し参加メンバーも増え成果をあげている。この共同配送事業をより

円滑なシステムにすべく、共同配送委員会内に改善検討会を設け協調体制の強化に努めている。

農林水産省の委託事業である「食品卸売業構造展望調査研究」は、3回にわたる委員会を開催し、第1年目の報告書のとりまとめを行ったが、卸売業界の将来構造を予測する本調査は、これから業界の経営戦略を考察するうえでも、よい足がかりとなる筈である。

昭和57年秋に中小企業近代化促進法に基づき加工食品卸売業が業種指定されたことに伴い、近代化計画の策定作業が続けられ日食協は窓口団体として調査員会、中小企業近代化審議会の分科会にそれぞれ委員を派遣するなど積極的に対応してきたが、このたびその作業が完了して60年4月1日に近代化計画が官報告示の運びとなった。

この近代化の骨子には卸売機能の充実強化が第一に掲げられており、近代化計画の目標達成に向け業界結束を呼びかけることとしている。

59年度活動のあらましは以上の如くであるが、次に各委員会別に主な活動状況を掲げることとしたい。

\*\*\*\*\*  
\* 理事会・定時総会 \*  
\*\*\*\*\*

【理事会】 59年4月19日、ルビーホールにおいて、5月25日開催の定時総会提出議案につき審議した。続いて5月25日、ルビーホールにおいて定時総会にさきがける理事会を開催した。すでに事業報告書、収支決算書、事業計画書、収支予算等の議案は前回の理事会で承認済みであり、第5号議案の会費改訂の件を審議し、原案通りこれを承認するとともに「支部活動費規程管理要領」についても承認した。

なお、任期満了に伴う役員改選の件は、社内異動による理事名変更があり、運営委員長より4名の紹介があった。理事については全員の留任を決めた。

年度の後半期を迎えた11月29日、ルビーホールにおいて上期活動の状況報告の件、取引先コードセンターの開設に関する件、商品の小口化荷姿、割戻金標準化等の推進、返品問題調査結果に関する件などにつき審議した。

新規加入会員に関しては本部委員会ならびに各支部の積極的加入呼びかけにより会員29社、賛助会員14社の加入があった旨報告され、これを承認した。

【定時総会】 59年5月25日、鉄道会館ルビーホールにおいて理事会に引き続き午後2時から定時総会を開催し、①58年度事業報告②同決算報告③59年度事業計画④会費の額及び賦課徴収方法⑤59年度収支予算⑥新規加入会員、退会会員⑦任期満了に伴う役員改選⑧その他につき審議し、諸議案のすべてを承認した。なお4号議案の会費に関しては3万円および5万円ランクの会費は今期は据置きとし、5万円以上ランクの会費を一率20%の増額を決めた。また支部充当費については按分額を申請補充制として分離留保することになった。

役員改選については定時総会に引き続いての理事会において会長、副会長、常任理事、専務理事の全員留任を決めるとともに会長委嘱により(株)菱食相談役角田昇氏が新たに顧問に就任した。

\*\*\*\*\*  
\* 賛助会員世話人会 \*  
\*\*\*\*\*

ますます厳しい局面を迎えるようとしている食品業界においてメーカーと卸の相互交流と理解を深め、共存共栄の道を開くことを目的として、メーカー賛助会員のご賛同のもとに第1回「賛助会員世話人会」が開かれてから4年になる。

以来、常に業界に課せられた問題を重点的に絞り掘下げた話し合いを行う場として世話人13社（代表世話人：味の素株式会社取締役副社長鈴木忠雄氏）ならびに商品委員会メンバーの参画のもとで業界全体の合理化、健全化の施策を推進してきた。

その第5回賛助会員世話人会が60年1月22日、日本橋精養軒において開催された。

当日の世話人会には商品委員会8社の各委員ならびに各ワーキンググループの座長がオブザーバー出席した。

世話人会での主な懇談内容は次の通りである。

- ① 量販店等に納入する商品荷姿の小口化とその現況について
- ② 全国コードセンター準備委員会の進捗状況等について
- ③ 割戻金標準化の進捗状況等について
- ④ 返品問題に関する実態調査結果の中間報告について

\*\*\*\*\*  
\* 運営委員会の活動概況 \*  
\*\*\*\*\*

59年度における運営委員会の活動は、商品委員会、情報システム化委員会の両委員会ならびに全国8支部、CBO等と緊密に連繋しつつ多岐にわたる活動を展開するとともに、全国団体としての日食協の円滑な運営に当たった。

まず、行政関連の活動としては、57年10月に加工食品卸売業に対し中小企業近代化促進法における業種指定があり、以来近代化計画策定のためのアンケート調査をはじめ、7回にわたる調査員会、分科会（60年2月27日）にそれぞれ委員として代表を派遣するなど、窓口団体として積極的に参画し、いよいよ4月1日付で官報告示の運びとなった。

また、農林水産省食品流通局長より日食協会長宛で、昭和59年度「食品卸売業構造展望調査研究委託事業」の誘引があり日食協はこれを受託し、3回にわたる委員会を開催し、卸売業界における構造変化の将来予測とその方向等につき報告書のとりまとめを行った。なお、この事業は2年継続の事業となるが、流通政策研究所の協力を得て実施した。

その他、農林水産省食品流通局企画課を窓口とする「食品容器包装問題調査委員会」、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省4省が共同主宰する「流通業務市街地整備対策調査委員会」等への委員の派遣、「食品産業優良企業等表彰事業」「'84秋季フードウィーク」等への協力参加、年末年始時の物価安定に係わる局長通達、自動車使用の合理化に係わる都知事の協力要請の周知徹底を図った。

日食協の内部活動としては、59年度内において7回にわたる委員会並びに商品委員会との合同委員会を開き、理事会、定時総会提出諸議案の審議、各委員会、各支部の活動状況の掌握、あるいは返品問題実態調査の実施に伴う予算の承認、運営委員会が担当の食品取引改善委員会とそのワーキンググループを中心テーマとして取組んでいる量販店等に納入する商品の小口化の推進活動への支援等の外、会員、賛助会員の新規加入勧誘を積極的に行い、組織の充実に努めた。

その他、59年度研修事業として「これから流通革新と問屋経営」をテーマに早稲田大学教授宇野政雄氏を講師に迎え講演会を実施した。

\*\*\*\*\*  
\* 商品委員会の活動概況 \*  
\*\*\*\*\*

59年度商品委員会活動は、運営委員会との合同委員会を含め6回にわたる委員会を開催した。

この年度における活動は、日食協が52年に発足した当初から業界の2大テーマとされてきた未収割戻金の立替え期間の短縮問題並びに不当返品是正問題を最重点に対応した1年であったと言ってよい。

すでに割戻金問題に関しては前年度において「割戻金標準化に関する提案書」を業界合意のもとでとりまとめ、呼称の統一と性格づけ及び決済期日のモデルが策定され、その普及推進に努めてきたが、59年度はこの標準化を普及の段階から改善実施する方向でワーキンググループを中心に賛助会員104社、非賛助会員66社、計170社のメーカー各社に対し、実態把握のためのアンケート調査を実施した。この調査結果では基本契約割戻金の決済が年1回が19%、2回決済が38%、3回決済2%で、計59%で6：4の割合であり、モデルの年4回以上の実現は今後に期待されるところとなっている。その他期間契約割戻金（オーブン）、随时契約割戻金（スポット）のいずれについても、メーカーの前向きな協力のもとに将来即引化を推進すべく、賛助会員世話人会等の場を通じ状況報告するとともに年2回程度のアンケートを実施し、状況把握しながら改善を図る方針である。

そして、もう一つの重要テーマである返品問題については、全国レベルでの実態を調査することを決め、59年秋以来、第三者の調査研究機関である流通政策研究所に委託し、特に百貨店とスーパーにおける返品実態調査を実施した。

同研究所ではこの調査結果を分析、とりまとめのうえ「加工食品取引における返品問題調査研究報告書」を作成し、併せて業界に対する提言がなされた。この提言の中には、小売業界に対する改善要請とメーカーに対する改善並びに協力要請について具体的に項目が掲げられているが、卸売個別企業における改善の方策としては、①返品に対する基本の方針の明確化②返品規約の作成③セールスマニッシュとセールス制度の改革④管理技術の向上を挙げ、日食協内に「返品問題改善委員会」（仮称）を設け具体的な改善策を作成してはとの提言で結んでいる。

商品委員会返品問題ワーキンググループは、この提言を踏まえ、さらに具体案を練る作業にとりかかった。

特にこの返品問題については、単に食品業界のみの問題に止まらず、また、いずれの業界にとっても何

ら得るもののがなく、国民経済的見地からしても大きな損失であるとされ、異業種卸業界との意見交換の場を持つとともにメーカー、卸売、小売の三者間での話し合いの場を設け、改善に努めることとしている。

その他、新商品に関する問題点と今後の対応、おしつけ販売に関する意見の交換、114号事件についての情報交換、併詰の賞味期間表示問題に関するCBOへの助言、地域卸団体との連絡会開催等々諸問題に積極姿勢で取り組んだ。

\*\*\*\*\*  
\* 情報システム化委員会の活動概況 \*  
\*\*\*\*\*

59年度内の情報システム化委員会は3回開催され、活動内容としては全国取引先コードセンター設立に向けての当委員会の立場での協議事項が中心であった。

酒類食品業界においても激しく進展する情報化時代を迎え、その対応が急がれる中にあって、取引先コードの全国統一化は最重要課題とされてきた。

日食協では、そうした時代趨勢のもとに57年11月、委員会内に「取引コード検討会」を設け、統一コード全国拡大のための検討を開始し、59年5月、業界としての方向づけの具体化が成った時点で関係諸団体等の協力のもとで「全国コードセンター準備委員会」が発足してその作業が引継がれるまでの間、日食協は当委員会を実務窓口として世話人的役割りを果してきた。

また、第1回全国コードセンター準備委員会が開催されたのは、59年5月10日であったが、メーカー、卸16社による準備委員メンバーは、運営部会、初期登録部会の2つの部会に分かれ、年度内5回にわたる親委員会が開催された中で、運営部会11回、初期登録部会が8回開催されており、ハードなスケジュールに拘らず意欲的に設立のための諸準備を整えた。

酒類食品業界の取引先コードを管理する機関としては昭和39年、すでに東京において「酒類食料品店コードセンター」が設けられ、その後大阪、横浜、名古屋、札幌等にも同様のセンターが発足してはいるが、現存コードセンターはいずれも組織的な絡りを持っておらず、しかも大半の地域が統一コード不在の状況にある。そのために、地域ごとに業務管理の方法が異なり、企業間情報処理の合理化が進まないという大きな悩みを抱えていた。激しい流通環境の変化と情報化時代の対応のためには、より効率的な企業間情報交換が必要であり、統一取引先コードの全国展開が緊急かつ不可欠な業界課題とされてきたが、情報システム化委員会は全国コードセンター準備委員会と緊密に連繋しつつ、業界内部への趣旨の徹底と設立準備作業の円滑推進のため能う限りの側面協力に努めた。

こうしていよいよ60年5月25日、業界待望の全国コードセンター開設のための創立総会が開催される運びとなったが、酒類食品業界に取って情報時代にふさわしい金字塔が建てられると言って過言ではなかろう。

高度情報化時代への対応は、単に食品業界枠内での企業努力、組織活動では満し切れない状況になりつつある。

通商産業省等関連の各委員会（例えば卸売業VAN研究委員会、物流コードシンボル委員会、流通コー

ドセンター総合委員会)への代表委員の派遣、あるいは食品業界企業間情報システム研究会等に参加協力した外、電算機の安全対策基準にかかる法制化問題に対し、業界の立場から行政への意見具申なども行った。

\*\*\*\*\*  
\* 価詰ブランドオーナー会の活動概況 \*  
\*\*\*\*\*

価詰ブランドオーナー会(略称CBO)では、伸び悩み傾向を続いている価詰消費の動向把握と販売促進対策、ならびに市場安定化のための情報交換を中心に、果実、蔬菜、食肉、水産、パインアップルの品種別5部会を隨時開催した。

また、現在進められている食品添加物に関する品名、用途別表示の併記問題あるいは、国内、国外における食品添加物の規制動向等につき関係団体等との連繋のもとで情報周知の徹底に努めた。品種別5部会に連動して、品質規格部会では技術関係実務担当者により構成されている品質対策委員会を中心に農林水産省を窓口とした価詰の農林規格、国際規格の品種別各委員会に参加しCBOの立場での意見、要望等を行った。

価詰の品質クレームの実態調査はその発生防止対策の推進と品質の向上を目的にすでに12年間にわたる継続調査を実施してきているが、特にその中の果実価詰につき、過去10年間のデータを基礎に分析し、いわば「果実価詰のクレーム実態白書」ともいうべき報告書を取りまとめ、関係団体へ防止のための指導強化を呼びかけた。

価詰の賞味期間表示問題に関しては、パッカー団体である日本価詰協会においてその表示の是非につき前年度来から検討が続けられ、賛成、反対の意見が両立するなかで59年秋、同協会理事会において「賞味期間の表示を行う場合には、果実シラップ漬は4年、魚介、野菜、食肉の水煮、油漬、味付類等は5年を基本とする」ことが申合わされ、関連事項についてはなお引き続き検討されるとされた。

CBOでは、この表示問題に対し58年9月5日付要望書につづき、59年11月15日付で5項目の要望事項を充足することを条件として賛成の文書連絡をした。

その後、同協会では関連事項検討会を開催し、「価詰の賞味期間を表示することによって派生した問題については、ブランドオーナーの責任において処理する」との案を取りまとめ、CBOに検討された旨の要請があり、60年2月18日、CBOの緊急幹事会、翌19日の商品委員会の議を経て2月22日、同検討会の要望に対し「このたびの提案は取引問題であり、従ってそれぞれの利害関係にある当事者間において解決される場合があり得るとされることの方が妥当である」旨の回答書を提示した。

この表示問題に関しては、流通の立場から、まず業界全体のコンセンサスのもとにオリエンテーションの実施ならびに販売促進対策を推進するとともに、業界において混乱が生じないよう相互に留意しつつ同一步調で対処することを要請した。

その他の活動としては、日本蜜柑価詰工業組合とのみかん価詰懇談会、日本農産価詰工業組合とのスイートコーン価詰懇談会等を実施したほか、3月9日の徳島県における第36回筈価詰全国大会に協賛参加し、

同大会の席上で缶詰需給の推移について国内産、中国産の現状と見通しにつき報告、併せて販売者側から品質の向上、価格の安定化等積極対策の推進を強く要望した。

また、缶詰の共同宣伝については、パッカー団体とタイアップして缶詰料理講習会、セミナーの実施、秋季フードウィーク東京食生活展への参加、日本パインアップル輸入協会、沖縄パインアップル缶詰協会主催のパインアップル開缶研究会、世界のパインまつりの協賛等々、缶詰の普及啓蒙に努めた。

なお、CBO主催による缶詰開缶研究会は59年度においては、もも缶詰及びみかん缶詰の2品目につき重点的に実施し、品質の向上を図った。

\*\*\*\*\*  
\* 8支部の活動概況 \*  
\*\*\*\*\*

59年度における全国8支部の活動のうち共通的に実施した作業として、①農林水産省委託事業の「59年度食品卸売業構造展望調査研究」アンケートへの回答協力の呼びかけ、②秋季フードウィークへの地域参加、③年末年始時における食品円滑供給と価格安定ほか、114号事件に関連した局長通達の周知徹底、④流通政策研究所に委嘱実施した「加工食品取引における返品実態調査」の卸売業アンケート協力、⑤商品荷姿の小口化推進、割戻金標準化の促進等、本部連動活動の充実、⑥新規加入会員の増員活動等それぞれの支部特性を持つ中で活動した。

各支部の活動概況は次の通りである。

### 【北海道支部】

59年4月20日、札幌厚生年金会館において初の札幌ブロック会を開催した。このブロック会には本部専務理事が出席し日食協の活動状況を報告し、続いて各メンバーにより取引の合理化対策、今後の活動スケジュールにつき協議した。同ブロックとしては当面支払明細書の徹底化を図りたいとされた。

60年2月16日、旭川ブロックにおいて実施した情報機器利用状況についてのアンケート調査結果の検討及び流通情報懇談会開催の準備等を打合せた。

3月7日、旭川市のホテル東洋において地元卸売業者11社と同地区スーパー・チェーン8社、2団の約60名の関係者が参集し旭川地区流通情報懇談会を開催した。この懇談会に本部より情報システム化委員会の副委員長である栗原悠造氏が出席し、全国コードセンターの設置ならびに小売、卸間情報の新しい対応につき講演した。

また、3月16日、札幌グランドホテルにおいて定時総会が開催された。本部から専務理事が出席し活動状況報告があり、続いて8ブロックのブロック長より現況が報告され今後の活動についての協議がなされた。その結果、まず役員会を主軸に基本的な活動方針を固め、ブロック活動に絡ぐことになった。

### 【東北支部】

59年6月25日、ホテル仙台プラザにおいて定時総会を開催した。この定時総会には副会長の磯野計一氏出席のもとで諸議案が審議承認され、第6号議案のその他において磯野副会長より日食協当面の役割と将来展望について、また北田専務理事より主な委員会の活動状況報告があった。続いて磯野副会長を中心に

今後の東北支部の活動、運営等につき活発な意見の交換を行った。

その結果、まず東北地区における問題を提起し、地域性に即した活動の場を育てたいとされた。

10月25日、幹事会を開催し東北支部今後の活動運営問題中心に協議。続いて12月4日の幹事会において支部活動を推進する母体として「東北ブロック会」を各県別に設けることを決めた。

年明けて1月10日、懇談会開催のための準備会を開き検討のうえ、3月8日、秋湯温泉のホテル佐勘において、会員、賛助会員80名が参集のもとで研修講演会を開催した。

講師は日食協の商品委員長である廣田正氏が出席され「業界展望と日食協」と題し約2時間にわたる講演があり、業界全般にわたる展望と問題点、今後のあるべき方向と団体活動の重要性並びに日食協の活動についての報告等がなされ、支部結束の盛りあげが行われた。

#### 【関東支部】

59年5月25日、鉄道会館ルビーホールにおいて定時総会を開催し、各議案を原案通り承認し、支部役員については幹事1名を増員、本格的支部活動を開始した。

この定時総会のあとホテル国際観光において幹事会を開催し、支部活動業務の拡大に伴い「物流対策委員会」の名称変更の件を協議した。また、実験終了後の共同配送委員会の運営に当たって委員長推挙の件が諮られ、その他の活動として支部強化のための新規会員の勧誘活動の推進問題が話合われた。

関東支部の活動機関は物流対策委員会（59年7月20日の委員会から「流通業務委員会」と名称変更）であり、委員会の名称変更までに2回、改称後に8回、計10回にわたる委員会を開催し、年度内、多角的な活動を展開した。主な活動は下記の通りである。

#### <物流コスト実態調査>

58年度（1月～12月）における物流コストの実態調査を行った。集計結果は下記の通りであるが、特に最近、多品種少量、多頻度化、リードタイムの短縮等のニーズの強まりに伴い、荷役費、情報処理費の増大は無視できない状況となってきている。

#### 58年 物流コストの実態

コスト区分	対売上高物流コスト率(%)					1函当たりコスト(円)					構成率(%)				
	54年	55年	56年	57年	58年	54年	55年	56年	57年	58年	54年	55年	56年	57年	58年
輸送費	1.76	1.80	1.82	1.79	1.80	77.73	82.00	85.93	83.36	85.26	44.7	46.2	46.0	44.4	44.5
保管費	1.18	1.01	1.03	1.13	1.08	52.11	45.97	48.57	52.62	51.15	29.9	25.9	26.0	28.0	26.7
荷役費	0.63	0.75	0.74	0.70	0.74	27.82	34.07	34.94	32.61	35.05	16.0	19.2	18.7	17.4	18.3
情報処理費	0.37	0.34	0.37	0.41	0.43	16.34	15.44	17.37	19.15	20.37	9.4	8.7	9.3	10.2	10.5
合計	3.94	3.90	3.96	4.03	4.05	174.00	177.48	186.81	187.74	191.83	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

<首都圏の百貨店・スーパーにおける返品の実態調査>

59年6月、7月、8月の3カ月間にわたり、首都圏の百貨店及びスーパーにおける返品の実態調査を実施した。

このたびの調査はチャネル別総出荷函数に対する返品比率によって算出したが、是正すべき内容形態のうち特に急がれるものとして①値札及びステッカー貼付品の返品、②特売、催事販売残品の返品、③店頭にて商品、包装等が汚損、破損したものの返品、④消費者からの引取商品返品、⑤販売先企業のP B商品の返品、⑥メーカー返品不可能商品及び輸入品の返品、⑦返品伝票と現物の不一致な返品を挙げ、さらに返品により卸売業が負担するコスト・シミュレーションを物流コスト表基準で算出し参考に供した。

※ 返品の実態

チャネル別比較		
内容区分	百貨店	スーパー
プロパード	0.55%	1.03%
特売商品	1.05	0.73
P B商品	0.06	—
店舗改装陳列	—	0.02
ギフト商品	2.35	0.41
計	4.02%	1.99%

返品により卸売業が負担するコスト・シミュレーション

項目	1函当たり金額円	備考
A 集積込コスト	35.05	
B 配送、回収、廃棄返品等の運賃	255.78	
C 返品情報、現物照合コスト 良品、不良品仕分けコスト、保管費等	35.05	
D 情報処理コスト	40.74	
計 返品による負担コスト	366.62円	

<商品研修会等を実施>

59年4月26日、足立区入谷町の卸商流通団地にある協同組合、東京文紙流通センターを見学した。この見学は百貨店共同配送事業に関連し、集荷作業を合理化し1カ所集中保管ができる共同施設の構想をスケッチするための予備見学として実施されたものである。

また、8月10日、第7回商品研修会をアサヒビール(株)大森工場で実施した。

<ロック体制を強化>

関東支部は11の都県にわたる広域支部であるが、東京、神奈川、千葉、長野、新潟、静岡にはそれぞれ県卸団体があり、その会長が支部ロック長をつとめることになっている。厳しい流通環境の中にあって地域における組織活動はますます重要となってきた。関東支部ではこうした観点から未組織ロックであった山梨県内の会員増員に伴い60年3月6日、支部長みずから現地に出向かれロック結成のための準備につき会員メンバーと懇談、山梨ロックを旗あげすることになった。

また、3月15日には、栃木県食品卸協会が発足し、埼玉においても組織化の準備が進められているところであるが、関東支部はこれら県卸組織と連動し、ロック体制を整え、ロック活動を推進した。

### 【東海北陸支部】

59年6月18日、富山商工会議所において本部より運営委員長國分道夫氏出席のもとで、同支部の北陸ブロック総会を開催した。任期満了に伴う役員改選については全員の留任とブロック長、副ブロック長の重任を決めた。本部活動に関しては、國分運営委員長より①近促法に基づく近代化計画策定の進行状況、②農林水産省委託事業でとりまとめられた「業態開発のすすめ」について、③食品取引改善委員会における荷姿の小口化進捗状況、④割戻金標準化に関する作業の現況等、具体的活動内容の説明があった。

また、6月20日、名古屋観光ホテルにおいて東海ブロック総会が開催された。この総会には農林水産省食品流通局商業課の金谷紀彦課長補佐、同課宮川慎子庶務主任がオブザーバー出席し、金谷課長補佐より①近代化計画の策定と今後のスケジュール②構造展望調査事業の調査目的とその内容③中部食料品流通改善協会主催による流通大学の名古屋開催等につき報告があった。

本部からは専務理事が出席し各委員会の活動を中心に概要報告し、意見の交換を行った。

その他、第9回なごや食品バザール、第7回なごや消費者ひろばに中部食料品問屋連盟と協力し参加した。

### 【近畿支部】

59年4月15日、幹事会を開き理事会報告並びに59年度の支部活動方針につき意見の交換を行った。

5月30日、大阪キャッスルホテルにおいて定時総会を開催し、事業報告、決算、事業計画、予算等を承認した。特に事業計画の基本的活動方針として、業界の健全化施策の推進、流通合理化、情報の収集提供、会員の増強、研究会、勉強会の実施等がうたわれているが、業界テーマは年々拡大する方向にあり、本部対応でなければ推進困難な活動が多く、支部活動のあり方が今後の支部としての課題になろうとの支部長の意向が述べられた。

7月9日、農林水産省食品流通局総務課長青木敏也氏を招いて「食品産業の競争問題について」と題し講演会を実施した。

12月11日、幹事会を開催し、さきの理事会で諮られた承認事項を中心に報告がなされ、さらに今後の支部活動のスケジュール化等が検討された。

その他、沖縄パインアップル缶詰協会主催のパイン開缶研究会（9月26日・大阪）に協賛した。

### 【中國支部】

59年6月11日、広島ステーションホテルにおいて正午から幹事会を開催した。この幹事会は支部の定期総会にさきがけ開催されたものであるが、本部から副会長の松下善四郎氏が出席した。支部活動は、県単位のブロックに主として委ねられているが、各ブロックの代表から活発な状況報告があった。その報告の中での共通問題としては、不当な返品ならびに棚卸の手伝い、値札貼りなどの過剰サービス等に対する是正要望が目立った。

また、地域活動を進めるとしても会員が少なければ手がけたい問題も対応できないとし、59年度は地域において新規会員の増員に力を入れることになった。

午後1時半からの定時総会は、賛助会員を含め総数50名の出席を得て開催され、提出各議案を原案通り承認した。なお任期満了に伴っての副支部長2名の互選については支部長に一任された。

総会の諸協議を終って松下副会長から、農林水産省関連活動、小口化の現況及び割戻金標準化等の重点活動について、またその他の本部活動につき専務理事よりそれぞれ報告がなされた。

#### 【四国支部】

59年6月26日、ホテルリッチ高松において午前中幹事会、午後1時から賛助会員の参加も得て定時総会を開催した。

総会にさきだって竹内支部長から「今まで卸業界では話しをする土俵がなかったが、日食協という組織ができ、行政からも社会的機能と使命についての認知が得られるようになり位置づけがより明確になってきた」との冒頭挨拶があり、総会審議に入り、提出原案をすべて承認した。なお本部の活動状況については、専務理事より報告がなされた。

定時総会終了後、記念講演として「四国における空海」と題して香川短期大学講師で郷土史研究家の市原輝士氏の講演があり、続いて懇親会が催された。

60年1月29日、京王プラザホテル高松で支部会員ならびに賛助会員を招き経営研修会を開催した。

講師は、流通政策研究所専務理事で早稲田大学講師でもある宮下正房先生。この日のテーマは「情報化時代における流通革新」と題し、流通業界の今後は情報化時代への対応が決め手になるとの観点で、卸業界の歩むべき道について研修した。

#### 【九州沖縄支部】

59年5月19日、八仙閣において九州食品連絡懇談会を開催した。

続いて6月15日、博多全日空ホテルにおいて午前中幹事会、午後から第7回定時総会を開催した。

この幹事会、総会には、このたび日食協の顧問に就任された嶺菱食の相談役角田昇氏が出席された。総会議案の承認の中には、卸主宰の展示会、特売の自粛問題が諮られ、前年に引き継いで自粛することを決めた。なお、本部の事業に関する主な活動については専務理事より報告があり、続いて「卸業界の現況と日食協活動について」角田顧問の1時間半にわたる講演会が開かれた。その他の活動として12月3日に九州各県卸団体との連絡懇談会を開催し、地域交流を図った。

以上が各支部の活動の概況である。

#### 会員・事業所会員・賛助会員

(60年3月31日現在)

	会 員	事業所会員	賛 助 会 員	団体賛助会員
59年3月末	302社	133事業所	102社	4団体
新規加入	35〃	2〃	17〃	-
退会	11〃	-	3〃	-
60年3月末	326社	135事業所	116社	4団体

支部、県別会員・事業所会員内訳

支部	県名	会員数	事業所会員数	支部	県名	会員数	事業所会員数	支部	県名	会員数	事業所会員数
北海道	北海道	33	5	関東	新潟	5	3	中國	岡山	5	4
	計	33社	5		静岡	5	6		広島	7	11
東北	青森	3	3		計	98社	27		山口	4	
	秋田	3	1		愛知	14	11		計	24社	15
	岩手	3	1		三重	3			香川	6	7
	山形	1			岐阜	2	1		徳島	2	
	宮城	8	8		石川	12	6		愛媛	4	1
	福島	6			富山	3	2		高知	2	1
	計	24社	13		福井	4	1		計	14社	9
	東京	57	4		計	38社	21		福岡	9	16
	神奈川	4	7	近畿	京都	7	4		佐賀	3	
関東	千葉	4	1		大阪	29	12		大分	5	
	埼玉	2			奈良	2			長崎	8	2
	栃木	5	2		滋賀	1			熊本	4	1
	群馬	1	2		兵庫	10	6		宮崎	6	2
	茨城	3			計	49社	22		鹿児島	5	1
	長野	8	2		中 国	鳥取	2		沖縄	6	1
	山梨	4			島根	6			計	46社	23

合計 326社 135事業所

## 主な活動内容

運営委員会、商品委員会、情報システム化委員会、それら各委員会のワーキンググループならびに缶詰ブランドオーナー会（CBO）とその部会、連絡会等に関する開催日別の主な活動内容は下記の通りである。

\*\*\*\*\*  
\*運 営 委 員 会 \*  
\*\*\*\*\*

59年4月19日；ルビーホールにおいて理事会提出議案につき具体的な協議を行った。特に取引先全国コードセンターの開設、百貨店共同配送、小口化推進対策及びその代行費、割戻金標準化、会

費改訂等を重点的に協議した。なお、取引先全国コードセンターの開設作業の進捗状況につき、情報システム化委員会の副委員長がオブザーバー出席し、センター設立のための準備委員会設置構想の説明等が行われた。

5月25日；ルビーホールにおいて理事会、定時総会にさきがけ、①理事会、定時総会提出諸議案に関する件、②その他を協議した。この委員会では特に総会の進行要領、会費の改訂、役員改選等重要議題が諮られた。

6月27日；会議室において、①支部総会開催結果の報告、②任期満了に伴う委員及び正副委員長選任、③59年度委員会活動等につき協議した。

委員は、会長の意向を帯び全員留任し、正副委員長についても重任を決めた。

8月10日；会議室において、①支部及びCBO活動に関する状況報告、②全国コードセンター準備委員会の活動状況、③会員、賛助会員の増員等について協議した。

9月19日；会員、賛助会員の新規加入勧誘に関し、会費の額等を協議するとともに、正会員の増員については各支部の積極的協力を呼びかけることになった。

また、理事会提出議案、経営研修会等を検討した。

11月29日；ルビーホールにおいて正午より開催の理事会提出議案を中心に協議し、午後3時からの講演会の進行等の打合せを行った。また、10月12日、中澤和雄主事の死亡に伴う弔慰金、退職金についての報告ならびにその後任者補充、処務規程の一部改正等につき協議した。この委員会に情報システム化委員会の栗原副委員長がオブザーバーで出席し、全国コードセンター準備委員会の作業状況に関し報告があり、理事会に諮るべき内容の検討を行った。

60年1月22日；商品委員会との合同により、日本橋精養軒において第5回賛助会員世話人会の開催にさきだち報告事項等の内容につき協議した。なお処務規程改正案は次回委員会で具体的な内容を協議することになった。

2月19日；①処務規程一部改正の件、②職員雇用の件、③調査研究事業等の件、④理事会開催等の件、⑤その他につき協議した。なお、職員の雇用については選考の結果、町山靖夫氏の採用を決めた。

#### ＜関連活動＞

##### 【食品卸売業構造展望調査研究委託事業】

農林水産省食品流通局長より昭和59年度の委託調査事業として「食品卸売業構造展望調査研究委託事業」の誘引があり、これを受託し、その第1回委員会を9月12日開催した。委員の構成は次の通り。

##### (学識経験者)

田内 幸一 一橋大学教授

上原 征彦 明治学院大学助教授

原田 英生 流通経済大学専任講師

宮下 正房 流通政策研究所専務理事

(業界側)

國 分 道 夫 国分㈱取締役副社長 廣 田 正 ㈱菱食専務取締役  
永 津 邦 彦 ㈱トーカン取締役社長

以上7名で構成され、昭和60年度までの2年継続事業となっている。

調査研究の目的としては、加工食品卸売業の将来の業態別、規模別、地域別等の商店数、販売額等の予測を行って、加工食品の構造変化の将来展望および個別企業の近代化の推進等に資することとされている。なお、59年度の中心課題は、①過去の構造経過分析、②過去の構造影響要因分析、③主要卸売業の戦略研究、④米国食品卸売業の構造と戦略の研究、⑤卸売経営への影響分析、⑥予測手法の検討等となっており、年度内3回の委員会が開催され報告書としてまとめあげられた。この事業の再委託先研究機関は流通政策研究所である。

【食料・飲料卸売業の中小企業近代化計画策定】

中小企業近代化促進法に基づく業種指定（57年10月29日告示）されて以来、7回にわたる調査員会と60年2月27日の分科会が開かれ、中小企業近代化計画の策定作業がすでに完了し、3月28日の農林水産部会を経て4月1日、官報告示の運びとなった。

この間、日食協は窓口団体として代表委員を派遣するとともに、アンケート調査等への協力、会員への周知活動を支部連動により進めてきた。

この計画の目標は、卸機能の充実、流通経費の節減等を積極的に業界全体が促進努力することにより、現在中小企業の年間販売額の9兆8千億円に対し5年後（昭和64年末）までには実質12兆5千億円の水準に高めることを目安とし、近代化のための新設又は更新する設備等に要する総投資額は3,000億円と踏み、近隣貸付の優遇措置が講ぜられることになるが、日食協はこの近代化計画の普及啓蒙のため各支部協力のもとでの推進活動に入った。

【関係団体の調査研究委員会に協力】

農林水産省が農協流通研究所に委託の「食品容器包装問題調査事業」をはじめ、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省の4省共同による「流通業務市街地整備対策調査事業」等の調査研究委員会に委員を派遣し、加工食品卸業界の立場で実態調査、分析研究に協力した。

【食品産業優良企業等表彰事業】

第6回食品産業優良企業等表彰事業の主催者である農林水産省ならびに社食料品流通改善協会と推薦等に関連する種々の連絡作業を行った。

このたびの日食協会員の受賞企業は次の通りである。

食品流通局長賞 旭食品株式会社

【経営研修会】

59年度研修事業として「これからの流通革新と問屋経営」をテーマに早稲田大学教授宇野政雄氏を講師に迎え、11月29日、講演会を企画、実施した。

### 【会員、賛助会員の増員活動を推進】

会員ならびに賛助会員の増員活動を積極的に推進し、組織の強化を図った。59年度内の新規加入は下記の通り。

会 員 35社

賛助会員 17社

事業所会員 2事業所

### 【その他の活動】

- ・農林水産省食品流通局長通達；「114号事件に係る食品の安全確保について」「森永事件に対する協力要請」等の周知徹底。
- ・秋季フードウィーク実行委員会への参加協力。
- ・東京都知事の「自動車使用合理化について(要請)」の周知。
- ・食品衛生法違反品「話梅」についての都衛生局通達の周知。
- ・国際ホテル・レストランショー等関係団体催事への協賛。
- ・東京都食品卸同業会等との団体間連絡会。
- ・業界記者会見の実施、広報活動の推進。
- ・「労働時間に関する暫定措置の廃止について」等の団体連盟による要望。
- ・会報の発行、その他「日食協事業概要」等の作成。
- ・中澤和雄主事の死亡に伴う弔慰、厚生等諸作業。
- ・関係諸官庁の担当官との懇談、ヒアリング等の協力。
- ・事務局活動の整備、充実作業の推進。

\*\*\*\*\*  
\* 食品取引改善委員会 \*  
\*\*\*\*\*

59年8月10日；正副委員長の留任を決めたあと、商品荷姿の小口化推進問題について協議した。まずワーキンググループ座長木村哲二氏〔㈱菱食〕より、現在まで継続ヒアリングを実施してきたメーカー50社の対応状況と未対応商品についてのチェック結果の報告があり、今後さらに推進活動を展開していくうえで未対応商品に関する代行費請求問題の取扱い等につき協議した。

その結果、メーカーの小口化に対する理解度は高まっており、順調な進展が見られ、メーカーへの協力についての謝意ならびに流通段階における現況を報告するとともに、未対応商品に関しては早急に改善していただきたい旨要望することとなり、その原案はWGの作業に委ねられた。

なお、この委員会でWGが担掌していた返品問題は商品委員会にテーマ移管することが譲られ、承認した。

### 【小口化WGの主な活動】

食品取引改善委員会の中に設けられている小口化ワーキンググループの59年における主な活動は次

の通りである。

- 59年4月10日；WG代表者により小口化の進捗状況についての実態調査結果と今後の作業組み等を検討した。
  - 5月8日；WGが集いメーカー別、商品別の小口化対応状況の詳細にわたってチェックを行う。
  - 5月14日；食品取引改善委員長に対し木村座長よりWG活動の中間報告をし、理事会、総会を迎えるに当たって下打合せした。
  - 5月29日；WG代表によりメーカー対応の進め方につき検討した。また、AGF社がこのほど開発した小口化段ボールの試作品につき懇談した。
  - 8月2日；WG代表者により未対応商品に対する代行費請求問題の詰めを行った。また、今後さらに小口荷姿の再小口化が徐々に進むであろうことが予想され、それらの関連問題を検討のうえ親委員会に状況報告することになった。
  - 8月24日；WGを開催し、8月10日の委員会における協議結果を踏まえ、小口化推進のための諸施策を講ずるべく、小口化の進捗状況、未対応商品の問題点の抽出、代行費に関する今後の取組み等を協議した。その結果、メーカーに対し協力のお礼と現状報告を申しあげるための文書原案につき検討した。
  - 9月11日；主要メーカーに対し現況報告と小口化推進の協力に関し再要望の文書を郵送。
  - 10月23日；WGによって要望書提出後の状況報告ならびにスケジュール化につき協議した。特に2年前に策定したガイドラインおよび代行費の見直し問題が論議された。
  - 11月9日；食品取引改善委員長と木村WG座長との連絡会が持たれ今後の活動方向につきあらかじめの協議がなされ、11月29日開催の理事会に備えた。
- 60年1月17日；WGを開催し小口化の実態につき情報交換をした。厳しい環境下にあって、小口化業務はなお漸増の傾向にあり、量販店の要望が増えているのが実態であるとの報告があった。

また、小口化の種類も増えて経費高の趨勢にあり未対応商品の早急な改善とそれに対する代行手数料の見直しを急ぐことになった。

なお、1月22日開催の運営商品合同委員会のあとの賛助会員世話人会において木村座長の現況報告と委員長の小口化推進への協力要請がなされた。小口化WGの調査結果では現行における未対応商品は3割を占めているとの見方である。

\*\*\*\*\*  
\*商品委員会\*  
\*\*\*\*\*

6月27日；会議室において、①任期満了に伴う委員及び正副委員長の選任、②59年度商品委員会活動——①割戻金標準化の推進、②返品防止対策の推進、③卸業界の新製品対策等を協議した。返品防止対策の推進に関しては従来、食品取引改善委員会が窓口となり小口化対策とともに

に検討してきたが、同委員会側より提言があり、これを商品委員会が担掌する件が諮られた。その結果、食品取引改善委員会は小口化問題を重点的に継続してそのWGが当たることとし、返品問題は改善委員会のメンバー店の参画を得て新たに「返品問題ワーキンググループ」を設け、その是正対策を進めることになった。

この返品問題は、卸業界に取っては割戻金問題とともに最も重要な課題であり、実態の掌握、データ整理分析等に際しては公平な立場の第三者機関への調査附託が望ましいとされ、割戻金標準化で積極的提言協力を得た流通政策研究所に委嘱し調査することを決定した。

8月10日；会議室において、①割戻金標準化推進に関しWGの検討結果の件、②返品問題に関する委託調査の件 ③卸業界の新製品対応問題に関する件、④その他が協議された。

割戻金標準化推進活動に関しては、WG座長市瀬竹久氏〔㈱菱食〕より5月5日付のメーカー要望その後の対応につきアンケート実施することを決め、要望書送付先メーカー147社に回答の協力を求める旨、報告があった。

返品問題の委託調査については、流通政策研究所の中村勝利研究員より、実施要領ならびにアンケート案に関し内容説明がなされた。

この委託事業の予算については次回運営委員会で承認を得ることとなる。

9月19日；会議室において、割戻金標準化に関するアンケート実態調査につき、9月5日のWGで取りまとめられた集計結果を中間報告として座長より説明があり意見交換した。

この時点における集計は147社中74社の回答となっており、未回答企業への協力要請をしあうえで第2次集計し、次回委員会で今後の推進につき施策を講ずることになった。なお、このアンケートの協力メーカーに対しては、その結果を随時報告する方針とし、アンケート案に関しては再度の検討を行った。

60年1月22日；日本橋精養軒において運営委員会との合同による委員会を開催し、第5回賛助会員世話人会にさきがけ報告事項等を中心に協議した。

この委員会において小口化問題、割戻金標準化等につきそれぞれ関係WG座長より現況の報告があり、また返品問題については流通政策研究所の中村勝利氏から実態調査の中間報告があった。

その他、①割戻金標準化に関し地域5団体代表者との経過連絡会の場を設ける、②114号事件に係る日食協としての今後の対応、③大型間接税の動向把握、④量販店等のおしつけ販売の実情等々で意見交換した。

2月19日；会議室において前回委員会で意見交換されたおしつけ販売の実態につき委員会社の現況と問題等を話合った。なおこの問題に関する実態調査の可否は、次回委員会でさらに協議することになった。

返品問題については、WG座長より検討結果の考え方として、①契約と委託の基本的問題

点の把握、②新製品に関する返品実態の把握と対応、③返品コストの実態をつかみ内外への啓蒙活動の推進、④流通政策研究所の報告書をベースとし年次計画をたて是正対策を進める等、今後のWGとしての対応について報告があった。

商品委員長からは、この返品問題を商品対応の問題とノーマルな商慣習に関連する問題とに組み分け、対外への要望の方向を整理したい旨述べ、検討の結果、今後の進め方として生販三層がそれぞれ関心を高め、その接点において話し合いの場を持ち意見交換することにより少しでも改善の道を探りたいとされた。

3月22日；返品問題ワーキンググループの全員出席のもとで委員会を開催し、①流通政策研究所の返品問題最終報告に関する件、②おしつけ販売の調査実施等に関する件を主議題として協議した。

返品問題に関する最終報告は、流通政策研究所の中村研究員より、その後補充ヒアリングした小売店の実態と意見、ならびにこのたびの調査を踏まえ第三者の立場から業界に対する提言案につき報告と説明があった。

WGは、その提言を基とし次の作業に移るが、この返品問題は、ひとり食品業界のみが抱えている問題ではなく、他の業界においても同様に大きな悩みとして捉えられており、生販三層のいずれに取ってもそれによって得られるものは全くなく、国民経済的に見ても損失となっていることは明らかである。こうした観点に立ってこれから返品は正のための作業を着実に進める方針を委員会は打ち出した。

また、おしつけ販売の調査等の問題に関しては、種々意見交換し検討されたが、現在、中小企業庁において「取引現状実態等調査研究委員会」が設けられ、こうした取引き関連の実態調査が進められており、近く改善すべき指針が示される見通しもあるところから、その動向を見届けたうえで改めて取組むことになった。

#### 【返品問題ワーキンググループ活動】

59年6月27日開催の運営委員会ならびに商品委員会において返品問題の担当は食品取引改善委員会から商品委員会が引継ぐこととなり、改善委員会のメンバー店の参画を得て新たに返品問題ワーキンググループが編成された。

その後、商品委員会において返品問題に関する実態調査を実施する方針が正式に決定され、流通政策研究所に委託し59年10月、全国の卸業者500社を対象にアンケート調査が行われ、また、主要メーカー、百貨店、スーパーのヒアリングも併せ実施し、その中間集計がまとまった時点の1月17日に流通政策研究所の中村勝利氏を迎えて第1回のWGを開催した。その座長には株式会社菱食の市瀬竹久氏が互選され、調査結果の検討と今後の活動方針等につき協議した。

このたびの調査では、売上げに対する返品比率は、百貨店において4.1%、大手スーパー1.7%、中小スーパーが1.9%、C V Sは0.7%、単独小売0.8%、卸売業1.6%の返品率となっているが、WG

は、これらの実態を自社の実態に照らし判断材料とするとともに業界全体の改善の方向を考えたいとされた。

そのためにはまず、返品の許される形態の類別とそのルールづくり、ならびに返品があつてはならない形態のルールづくりを行い、さらに①個別企業としてやるべき事柄、②業界として解決すべき問題、③メーカーに対する要望、④スーパー等に対する要望に作業を組み分け具体的な内容の検討に入ることになった。なお、2月14日、WG代表が集まり、活動の基本方向を協議した。

\*\*\*\*\*  
\* 情報システム化委員会 \*  
\*\*\*\*\*

59年7月25日；59年度が任期年となっており、委員ならびに正副委員長の互選が行われ全員の留任を決めた。続いて5月10日に発足した全国コードセンター準備委員会の作業進行状況につき副委員長の栗原悠造氏から概要説明があり、情報システム化委員会としての対応等につき協議した。

特にセンター開設に当たり、既存コードセンターとの調整問題が話合われ、その根回しについては関係トップ層同志による話し合いと、それに併行して実務層への働きかけを進め、広く理解を得ることになった。

また、初期登録、運営費用等、センター開設に当たっての基本問題の具体化も急がれ、それら作業の推進については十分連繋が図られることになった。

その他、量販店のオンライン化に伴いターンアラウンド方式による統一伝票（従来の統一伝票に対しB様式という）が開発され、秋口にはその採用が徐々に開始される見通しであり、その情況報告を事務局より行った。

通商産業省および財物流通システム開発センターで検討を進めている物流コードに関しては、新たに「物流コードシンボル委員会」が設置され、食品業界からも委員会参画の呼びかけがあり、協議の結果、副委員長の栗原悠造氏を委員推薦することになった。

9月6日；会議室において開催し、全国コードセンター設立に伴う準備委員会活動状況報告ならびに今後のスケジュールを中心に協議した。センター開設は60年4月が目標とされているが、特に既存コードセンターとの意見調整と協力を積極的に得ることが最重要課題とされ、準備委員会において計画のメーカーに対するアンケート実施に協力し、その結果をもって委員長を中心に協力要請することになった。

10月18日；全国コードセンター準備委員会活動状況報告等に関する件につき協議した。

この委員会にオブザーバー出席された全国コードセンター準備委員会の豊倉洋一委員長より同準備委員会設立までの経緯ならびに同委員会内に設けられた運営部会及び初期登録部会の活動の概況について、①既存コードセンターとの調整、②運営会費の徴収方法、③初期登録の調査方法、④運営組織について等々、運営部会としての検討課題並びに初期登録部

会における今後のマスタースケジュールと名簿調達方法、名寄せの方法、登録内容および初期登録費用等に関する具体的な報告がなされ、情報システム化委員会の立場での諸事項の検討を行った。

60年3月4日；全国取引コードセンター開発のための準備委員会作業も最終段階を迎える。情報システム化委員会の正副委員長及び事務局により連絡会が開かれ問題点の整理と委員会としての今後のスケジュール化等につき打合せした。

#### 【全国コードセンター準備委員会】

59年4月16日に情報システム委員会の取引コード検討会が全国コードセンター準備委員会設置のための最終的基本構想をとりまとめたが、同月19日開催の理事会において「全国コードセンター準備委員会」発足までの委員会およびその検討会が活動してきた経緯と構想につき松本情報システム化委員長より報告があり、日食協としての正式承認がなされたあと、業界合意のもとで同年5月10日第1回「全国コードセンター準備委員会」が開催された。

この準備委員会の正副委員長は下記の通りである。

委員長 キッコーマン㈱ 計数部長 豊倉洋一氏  
副委員長 国分㈱ システム企画室長 栗原悠造氏

続いて今後の運営方法等につき協議の結果、準備委員会内に実務作業を担掌する「運営部会」「初期登録部会」の2部会が設置されることになり、次の部会員をそれぞれ決めた。

#### ▶ 運 営 部 会

部会長 日本酒類販売㈱ 営業本部開発部部長 榎本章恵氏	部会員 松下鈴木㈱ 東京経理課課長 青井邦夫氏
副部会長 サントリー㈱ マーケティング室主務 後藤哲史氏	" 朝日麦酒㈱ 東京支店業務課主任 柳澤巖氏
部会員 国分㈱ システム企画室長 栗原悠造氏	" 鹿島麦酒㈱ システム部システム第2課長 山田襄二氏
" ㈱小網 情報管理室長 岸史郎氏	" 雪印乳業㈱ 主幹 山下雅郎氏
" ㈱明治屋 本社情報システム本部課長 黒澤稜夫氏	(以上9名)

#### ▶ 初期登録部会

部会長 味の素㈱ 情報システム部副部長 保志尚氏	部会員 明星食品㈱ 電子計算部部長補佐 大木幹夫氏
副部会長 ㈱菱食 管理本部部長 平口忠一氏	" 西野商事㈱ 管理本部電算室部長代理 西野良夫氏
部会員 キッコーマン㈱ 計数部部長 豊倉洋一氏	" ㈱廣屋 管理本部システム開発部長 本間稔氏
" サッポロビール㈱ 東京支店業務課課長代理 中嶋輝明氏	" ㈱升喜 電子計算室課長代理 三輪和夫氏

以上の外、活動をとりまとめる事務局として野村コンピュータシステム㈱流通システム次長甲斐瑞夫氏が担当することになった。

情報システム化委員会の中の取引コード検討会は、上述の「全国コードセンター準備委員会」が正式にスタートしたのに伴い、所期の目的を十分果したことにより存続の可否が問題となつたが、今後農林水産省等の行政あるいは財流通システム開発センター等関係団体が主宰する委員会には委員参加していないメンバーが多く、システム化に関する全体的な動きや情報キャッチが困難とする面もあり、更に今後対外的な問題発生等に際しては要望活動を行う場合もあり得ることが予想され、またメーカーと卸が提携する業界の場としても取引コード検討会は存続するとの方針が出された。

なお、59年度中に開催された準備委員会は5月10日の第1回目に続き10月12日、60年1月24日、2月28日、3月28日の計5回開催され、その間、運営部会が6月13日、7月18日、8月24日、9月13日、10月12日、11月9日、12月10日、60年1月17日、2月5日、2月22日、3月15日の計11回にわたり開催された。その外に3月22日の代表者打合せ会等も行われている。

また、初期登録部会にあっては、6月14日、7月23日、8月29日、9月26日、10月31日、11月27日、12月19日および60年3月20日の計8回の会合が持たれ、いずれも意欲的に取り組み、センター設立のための諸準備を整えた。

#### 【情報システム化委員会関連活動】

その他、情報システム化委員会に関連する主な活動は次の通りである。

- 「物流コードシンポル委員会」への委員派遣及び連繋
- 「流通コードセンター総合委員会」への委員派遣及び連繋
- 通商産業省産業政策局商政課所管の「卸売業VAN研究会」への会員企業による委員参加と情報の相互協力。
- 農林水産省関係の企業間情報交換システムに関する研究会への委員参加。
- 食料品流通改善協会の「生鮮食料品取引コード研究会」への情報提供。
- 北海道旭川ブロック主催の「小売ー卸間情報の新しい対応」をテーマとする研修会への講師派遣。
- 酒類食品統一伝票に関する普及活動ならびに統一伝票用紙のコスト低減のための大永紙通商㈱との共同発注業務の側面協力。
- その他、関係業界との情報連絡と協調など。

\*\*\*\*\*  
\* 缶詰ブランドオーナー会 \*  
\*\*\*\*\*

#### 《幹事会・全体会議》

59年7月26日；缶詰ブランドオーナー会(CBO)の幹事会および全体会議を併行開催し、①任期満了に伴う正副幹事長互選の件、②59年度品種別部会活動等推進の件、③食品添加物に関する情報交換の件、④缶詰の賞味期間表示に関する対応の件、⑤その他；イ) JAS規格について、

ロ) 缶詰荷姿の小口化の進捗状況等についてそれぞれ協議した。

まず①については幹事15社ならびに正副幹事長の留任を決めた。

この全体会議、幹事会には社日本缶詰協会専務理事の三島進氏がオブザーバー出席し、缶詰キャンペーンの実施状況ならびに缶詰の賞味期間表示問題等を中心に経過報告があった。

特に、この賞味期間の表示問題に関しては同協会に対し58年9月5日付で要望書を提出しているが、59年度において再度論議されることになり、本件中心に協議した。CBOとしては結論を急ぐことなく、十分に時間をかけてのコンセンサスを図るべきだとされ、前回の要望書内容が再確認されたかたちとなった。

11月9日；会議室において幹事会を開催し、①CBO上期活動状況報告、②缶詰の賞味期間表示問題、  
③その他を協議した。

缶詰の賞味期間表示が問題化して以来、各部会を通じそれぞれ個別協議し、また、10月末時点でのCBOメンバー54社へのアンケート実施も行ったが、慎重に対処すべきであるとの意見が大半を占め、協議の結果、条件つきで賛成することとし、日缶協理事会開催前にCBO幹事長名をもって要望書を提出することを決定した。

(なお、同要望書は11月15日付で5項目にわたる条件を付して日缶協会長宛に提出された。)

## 《果実部会》

59年4月24日；会議室において品質対策委員会との合同により新物さくらんぼを控えての対策等につき協議した。

日本農産缶詰工業組合では4月12日の山形におけるチエリー部会で、①在庫量は2月現在50万缶を越えほぼ1年分相当の量に達している、②米国着色料との動向が注目され、新物製造は見送りたいとの意向がある、③R3、104の両着色料使用製品が出回ることも予想されるが止むを得ない状況にある、④在庫消化に努める以外方法なしとの結論を出しているが、重要問題でもあり、果実部会としての内部協議を行った。

6月26日；①任期満了に伴う正副部会長互選、②チエリー缶詰の情報交換、③みかん缶詰の情報交換、  
④果実缶詰の賞味期間の表示その他を協議した。

①については新部会長に㈱菱食の山田和一氏が就任した以外は全員留任を決め、続いてチエリー、みかん缶詰の情報交換をしたうえ果実缶詰の賞味期間表示問題を協議した。

11月9日；①新物みかん缶詰の情報交換、②果実缶詰等の賞味期間表示問題等を協議した。

59年度のみかん缶詰は、原料の大巾な減産に伴い操業開始も相当遅れる見通しであり、今後の動向を注視したいとされた。

缶詰の賞味期間の表示問題に関しては果実缶詰に及ぼす影響が他の缶詰より大であり、ブランドオーナーの立場から、なお慎重に対処すべきであるとされた。

60年1月25日；新物みかん缶詰の情報交換を中心に果実部会を開催した。大巾減産が確定的となり、ヒネ

もの市況と新物手配の現況につきパッカー情報等の分析を行った。それによると原料はキロ80円を上回る公算が強く、おそらく3月度生産は皆無であろうとの予想がなされた。

#### 《食内部会》

59年7月26日；任期の満了に伴い正副部会長の互選を行い部会長、副部会長ともそれぞれ留任を決めた。

食肉缶詰のJAS規格については3年前にすでに委員会段階の協議を終え告示待ちとなっているが、告示になり次第部会員への周知徹底を図ることになった。

生産、市況等の情報交換では、やきとり缶詰を除いて生産数量は全体的に落ち込んでおり、特に食肉野菜煮缶詰は4%以下と激減、消費者への食肉缶詰のPRが必要とされた。

また食肉缶詰の賞味期間表示については4～5年経ったものでも大丈夫というPRではなく、製造されてから半年以上経過したものがむしろ味がじんでおいしく食べられると言ったPRを推進すべきだとされた。

#### 《パインアップル部会》

59年8月3日；正副部会長の留任を決めたあと、パインアップル缶詰の情報交換を行ったが、各パイン団体よりそれぞれ関係資料が提示され生産状況等の説明があった。

それによると1983年度におけるグローバルパインが3/3換算で706,495函、沖縄パイン102万函、冷凍原料使用のパイン缶が50万函となっており、総体的に減産年であるとされた。

#### 《蔬菜部会》

59年8月3日；正副部会長の留任を決め、筍缶詰を中心とした情報交換を行った。59年度の筍缶詰の生産は、日缶協調べではガロン缶327万函、丸缶16万箱計343万箱となっており、前年比80%近くの減と見られ原料高に伴う製品高となったが、荷動きは比較的順調との見方がなされた。その他、アスパラ缶詰は、ここ数年の減産続きで国内産は堅調、逆にスイートコーンは在庫過多、茹小豆をはじめ豆類の動きは良好という1年間であった。

60年2月6日；新物筍缶詰の生産期を目前に控え、筍缶詰の在庫状況、生産見通し、市場の現況等について情報交換を行った。また3月9日、徳島県労働福祉社会館において第36回筍缶詰全国大会が開催されるに当たり、要望事項のとりまとめにつき協議した。

蔬菜部会が分析した生産在庫状況は、当年度生産が380万箱、前年よりのキャリオーバー50万箱、当年供給量430万箱、当年消費量380万箱、次年へのキャリオーバー50万箱。中國産筍缶詰輸入70万函とされ、新物生産に当たっては、品質向上のためのオールJAS受検と生産コストの低減を強く要望することになった。

#### 《水産部会》

59年8月3日；正副部会長の留任を決め、続いて主要水産缶詰の生産販売市況等につき情報の交換を行った。

生産状況に関しては、まぐろ、かつお類、その他の魚介が増産となった以外は総じて減産し、総数では前年比の横這いである。水産缶詰は上位寡占化状態にあるが、オイルサーデン、オイスターースープ、あるいは珍味等、ブランドオーナーにおいて地道な商品開発が望まれるとされた。

その他、賞味期間等につき意見交換したが、基本的には表示は好ましくないとの意見が多くかった。

#### ＜品質規格部会＞

59年8月3日；正副部会長の互選については、社内異動に伴って部会長には多田義朗氏に代り植田収氏が就任し副部会長の2名は留任した。

この部会において缶詰の賞味期間表示問題が重点的に論議され、結論的には58年9月に出された要望書の通りであるが、現在の業界統一見解として設定し発表されている賞味期間は、再度品目ごとに履歴のたしかなサンプルをもとに見直す必要があると同時に、用語と定義を明確化し、それらのことが十分煮詰められたうえでなければ表示を云々する段階ではないとされた。

#### ＜品質対策委員会＞

59年4月10日；アメリカFDAの動向が注目されているR-3号問題に関連し、新物の製造期を目前に控えたレッドチェリー缶詰の対応について検討した。なお、5月18日および5月31日に委員会メンバー代表により緊急打合を開き、パッカー対応の現状等につき情報交換した。

8月9日；①もも缶詰開缶研究会の結果報告、②みかん缶詰開缶研究会開催の準備、③賞味期間の表示問題、④食品添加物情報、⑤くり甘露煮びん詰の内容量等につき協議した。

9月7日；大手水産4社（大洋漁業、日魯漁業、日本水産、宝幸水産）の消費者サービス担当者の出席を得て缶詰クレーム実態調査の結果につき検討した。また、食品添加物に関するFDA動向、みかん開缶研究会開催結果等につき協議した。

11月6日；缶詰の賞味期間表示問題につき品質対策委員会の技術的立場で業界の統一見解とされる結果実缶詰4年、水産、食肉等の5年表示が妥当か否かの見直しの必要性等につき協議した。

12月13日；食品添加物の品名、用途名の併記問題および着色料のFDAその後における動向、59年度クレーム実態調査の収録実施、缶詰の賞味期間表示問題に関する経過とCBOの対応等につき水産大手のメンバーを交え検討した。

なお、クレーム実態調査も過去12年を経、データ蓄積も揃ってきたことにより、結果実缶詰についての10年間の実態分析報告書がまとめられた。業界にとって貴重な資料ともなり、その活用とクレーム防止対策等が話合われた。

60年2月8日；2月4日にさらに2カ月の延期措置がとられたR-3号のFDA情報ならびに厚生省が作

業中の食品添加物の表示問題等を協議した。

この日の委員会には、アメリカにおけるR-3号の動向を視察してきた食品化学新聞社代表取締役川添幸治氏と厚生省添加物専門委員で懇アイゼンの後藤力雄社長、同社高梨雅行氏の3名を招き、食品添加物に関する勉強会を実施した。

3月12日；集計が完了した59年度の缶詰クレーム実態調査の結果につき水産大手の消費者サービス担当者代表を招き懇談した。この集計結果は各缶詰関係団体を通じ具体的に問題点を指摘し、その防止対策に積極的に取組むよう要望することになった。

#### 《開缶研究会》

59年7月4日；もも缶詰開缶研究会をCBO主催により実施した。

開 缶 総 数	70缶（輸入品13缶を含む）
品位の不合格	15缶 計器等による不合格 5缶
出 席	60名（うち消費者代表 11名）

8月28日；みかん缶詰開缶研究会をCBO主催で実施した。

開 缶 総 数	63缶（非JAS品11缶を含む）
その他参考品	スペイン産8缶。中国産2缶
審 査 結 果	計器による不合格品 3缶

#### 《パイン関係団体に協賛》

59年9月26日；沖縄パインアップル缶詰協会主催の開缶研究会が大阪のドゥ・スポーツプラザで開催され、これに近畿支部が協賛した。

10月12日；恒例の日本パインアップル輸入協会、沖縄パインアップル缶詰協会主催によるパイン開缶研究会が東京西新橋横浜銀行新橋支店において開催され、日食協としてこれに協賛した。

6月12日；日本パイン、沖縄パインの両協会が主催の「世界のパインまつり」(松山市・三越百貨店)が6日間にわたり実施され、これに協賛した。

#### 【缶詰協同宣伝に協力】

① 日本缶詰協会とのタイアップによる59年度缶詰共同宣伝を下記の通り実施した。

① 缶詰料理講習会；

全国55ヵ所実施の計画のうち30ヵ所において一般消費者対象に開催した。延べ受講者は2,109名におよんだ。

② セミナー；

③ 日本栄養士会とのタイアップ1回 女子学生対象外20回、量販店関係4回、消費者及び販促担当者対象7回、日本栄養改善普及会とのタイアップ3回、その他9会場。

④ P R；

⑤ ニュースレリーズ（隔月発行）、(ロ)パブリシティ；新聞雑誌109件、テレビ、ラジオ10件、

④ 資料提供協力（多数）、⑤ 映画フィルム、ビデオ貸出 261 件。

④ 催 事；

地方缶詰協会、日食協支部等とのタイアップ12回。農林水産祭、フードウィーク食生活展、その他百貨店等 9 回。

⑤ 資料の作成

ポスター、ステッカー。映画ガイド。カンちゃん縫ぐるみ。セールスマンの手引。かんづめハンドブック改訂版等。

【技術功績者として多田義朗氏が受賞】

前CBO品質規格部会長の多田義朗氏（サンヨー商事株式会社取締役社長）は日食協の前身である全国缶詰問屋協会発足当初から、永年にわたり規格部会長として缶詰技術の向上に尽力した功績により社日本缶詰協会より技術功績者として60年3月27日の同協会臨時総会の席上において表彰された。

【その他CBO関連活動】

59年4月13日；レッドチェリー缶詰に関し日本農産缶詰工業組合との連絡会

5月14日；食品缶詰公正取引協議会の新年度打合会

〃 21日；缶詰関係賛助会員2団体との新年度連絡会

6月29日；日缶協消費拡大委員会で共同宣伝につき協議

7月9日；公正取引委員会連合会主催の開缶研究会に協力

9月25日；日本蜜柑缶詰工業組合との新物みかん缶懇談会

10月5日；フードウィーク東京食生活展・缶詰展示即売会で協賛（5日間）

11月2日；日本蜜柑缶詰工業組合との新物みかん缶に関する第2回懇談会

〃 5日；日缶協消費拡大委員会で賞味期間の表示につき論議

〃 12日；試買魚缶詰検査会に協力

12月5日；パインアップル缶詰のJAS規格打合会

〃 11日；第2回パインアップル缶詰 JAS 規格打合会

〃 26日；第3回 " "

60年1月10日；パインアップル缶詰 JAS 規格専門委員会

〃 16日；日缶協で食品添加物表示問題に関し打合会

2月6日；日本農産缶詰工業組合とのスイートコーン缶詰懇談会

〃 8日；日缶協の賞味期間表示関連事項検討会で協議

〃 13日；食品安全等に関する研修会及びパイン缶詰 JAS 専門委員会

〃 15日；日缶協の缶詰品評会審査会に協力

3月9日；日缶協主催の筍缶詰全国大会に協賛

〃 19日；あき缶処理対策委員会

3月27日；缶詰賞味期間表示関連事項検討会で協議

以上の諸活動の外、缶詰業界で恒例的に実施されている行事、あるいは毎月開催されてきている缶詰団体専務会、随時開催の缶詰検査協会における缶詰見方会、同評議員会等に出席し協力した。

【特記事項】

## 缶詰の賞味期間表示問題で回答

缶詰の賞味期間表示問題に関しては、さきの日缶協理事会において「缶詰の賞味期間の表示を行う場合には、果実シロップ漬は4年、魚介、野菜、食肉の水煮、油漬、味付類等は5年を基とする」との申合せを行い、その関連事項については同協会内に「缶詰賞味期間表示関連事項検討会」を設け2月8日に第1回目の検討会を開催した。この検討会において「缶詰の賞味期間の表示によって派生する問題については、ブランドオーナーの責任において処理する」とのパッカー側の姿勢が示され、その案に対する回答を日食協のCBOに求めてきた。

CBOでは、2月18日に幹事会を開催するとともに翌19日の本部商品委員会に諮り、2月22日付で幹事長名をもって日缶協西村会長宛に要望内容をとりまとめのうえ回答した。

その回答の要旨は次の通りである。

### 記

1. 缶詰賞味期間表示問題に関し59年11月15日付で弊協会は、条件つきにて賛成と致しましたが、同年12月21日付 貴協会のご回答は、その条件に対して何ら具体的な策を講じられておらぬ点、誠に残念に存じます。  
今後の施策について前向きのご見解を明らかにしていただきたいと思います。
2. すでに表示する場合の申し合わせも決定したことであり、流通の立場としては、業界全体のコンセンサスのもとにまずオリエンテーションの実施ならびに販売促進対策を推進されることを要望します。
3. 特にシェルフライフの問題等につきましては、貴協会が編纂された資料を拝見致しましても、その当時とは情況が大きく変っており若干その内容には問題があります。  
科学的裏づけ作業を早急に進めていただきたいと存じます。
4. 貴協会の関連事項検討会におけるご提案は取引問題であり、このことにつきましては、「それぞれ利害関係にある当事者間において解決される場合があり得る」とされることの方が妥当であります。
5. いずれに致しましても、業界において混乱が生じないよう相互に留意しつつ、同步調で対応することを切望致します。

以上

なお、上記のCBO回答に対し、日缶協では3月27日に第2回目の関連事項検討会、続いて同日の臨時総会において回答内容を協議し、生販同一歩調で対処して行くことが確認された。

## 都内百貨店共同配送事業報告書

複数企業が共同で事業を推進するのは至難なことであるが、それを実現したのが日食協の都内百貨店共同配送事業である。

都内百貨店への通常時における商品納入に関する共同配送の構想は関東支部物流対策委員会配送小委員会において55年4月以来研究を続けていたが、58年6月に入って農林水産省食品流通局企画課所管、(社)食品流通システム協会を窓口とする「食品物流効率化システム開発事業」の一環として食品卸業界主宰の共同配送実験事業が予算化されることになり、それ以降、約9カ月にわたる検討、協議期間を経て59年2月1日から共同配送運営委員会メンバー7社、代行運送業者2社により配送実験が開始され、3月23日の集荷分まで約50日間にわたり実施された。この実験期間中の配送コストはケース当たり200円（このうち $\frac{1}{2}$ を国が補助）で、実質100円をメンバーが負担していたが、あくまで継続させることを本旨とし、配送料金については代行業者との接衝の結果、60年4月末日までを150円の暫定コストで繋ぎ、5月1日以降については改めて運送2社との話し合いが行われ、結論的には5月10日の集荷分から南王運送㈱1社を日食協指定業者とすることになり、料金はケース当たり170円でメンバーとの了解が成り、共同配送事業の本番を迎えることになった。

それに伴い、参加メンバーの増強が図られ、現在9社により共同配送業務が続けられている。

業務状況については、実験以降すでに1年を経過したが、この共同配送業務において事故皆無で現在に至っていることは、メンバー9社による共同業務への参加意識を互いに育んできたことが挙げられる同時に、納品代行業務をつとめる南王運送㈱の協力によるところも亦大であったと申すべきであろう。

さらに、百貨店側がこのたびの食品業界の共同配送事業に対し、歓迎と期待を寄せてきているという点である。このことは我々のこの共同化業務路線に誤りのなかったことが確認されたことにもなる。

しかし、事故皆無であったとはいえ、問題が皆無ということではない。今後さらにこの共同配送システムを機能化し、合理化して参らねばならない問題がいくつか残されている。

ケース当たりの料金体系の見直しも必要であるし、参加メンバーの増強を図り、積載効率を高める努力投入も要請されよう。ギフト商品へのシステム対応も検討課題となっている。また、百貨店側への協力要望としては、発注の締切り時刻についての問題もある。これらの問題を含め、よりベストな配送システムに組みがえるべく、共同配送委員会（委員長 廣田正氏）内に「システム改善検討会」がこのたび設けられることになった。

いずれにしても、共同業務に当たっては後退は許されない。前向きに対処し、システムの充実を図

ることこそ共同事業としての大きな意義があるとのメンバーの自覚のもとで着実に合理化を進めてゆく方針である。

#### 【共同配送委員会の活動概要】

59年4月10日；日本通運㈱、南王運送㈱の配達代行2社から5月1日以降の配達条件等計画書が提示され協議した。

4月19日；新規参加の日本酒類販売㈱の出席を得て、メンバー8社により検討した。この段階において配達業務の代行は5月以降、南王運送㈱1社の公算が大となる。

4月30日；配達代行業者2社による1函150円の暫定料金最終予定日となっていたが、実質10日間延長となった。

5月4日；配達代行2社と緊急協議し、業務諾否の最終確認と運送2社間の申し継ぎの徹底化が図られた。

5月10日；この日の集荷分から南王運送㈱1社を日食協指定業者とし、1函170円（1年間暫定）で業務継続することになった。

7月20日；共同配達事業の円滑な運営を期するため正式に共同配達委員会を設置することになり、その第1回目の委員会を開催した。

委員メンバーは次の通り。

㈱ 小 綱	三 友 食 品 ㈱	国 分 ㈱
㈱ サンヨー堂	日本酒類販売㈱	㈱ 廣 屋
松 下 鈴 木 ㈱	㈱ 明 治 屋	㈱ 菱 食
南 王 運 送 ㈱		

なお、委員長には㈱菱食の専務取締役廣田正氏にお願いすることになった。

7月28日；共同配達事業のテーマの一つとして集荷コストの削減が挙げられるが、集荷作業が発生しないような施設、すなわち卸主宰の配達センターの設置構想につき、かねてから委員会メンバー間で話題にされてきた。これが農林水産省食品流通局企画課より少なからぬ関心が寄せられるところとなり、6月21日非公式に同課企画課長と代表4名との会合が持たれ、配達センター構想の目的、規模、経費等を業界においてスケッチすることになり、この件についての案の作成を行った。なお、今回から㈱岡永がメンバーに加わり9社となった。

8月28日；第2回委員会を開催し、経過ならびに情報報告を行った。

9月13日；第3回委員会を開催し、参加メンバーの拡大、本システムの将来に向けての合理化対策、集荷業務省力化のための配達センターの構想案起草等の作業を進めた。

11月16日；第4回委員会を開催し配送状況ならびに問題点等について協議した。

また、百貨店の納入窓口の協力を得べく、配送委員会名をもって発注締切り時間につき協力要望した。

要望の要旨は、この共同配送が納入日の前日に納品代行業者が各卸問屋から集荷し、方面別に仕分けする関係上、発注時刻を前日の午後4時までとし作業の円滑化にご協力願いたいというものである。

60年2月14日；第5回目の委員会を開催した。この委員会において南王運送側より配送費の改訂につき要望があった。主な要望点は次の如くであった。

①現在積載効率は43%であるが、これを参加メンバーの協力を得て65%に効率アップしたい②菓子業界等にも呼びかけ混載による量的カバーを図りたい③返品手数料は現在無料だが、運搬手数料の50%としたい。④運搬手数料は一律1個250円を希望したい等々である。こうした要望に対し委員会側は、①カーゴーテーナーの使用効率②配送ルート検討の必要性③時間配分の見直し④物量を増すことでコスト軽減できるか否か⑤車両配置による効率化に関して再検討の要あり等、卒直に意見交換した。

以上種々協議の結果、委員会内に「共同配送改善検討会」を設け問題点を具体的に詰めることになった。

2月27日；第1回の共同配送改善検討会を開催し、第5回委員会で協議された問題点につき意見交換した。

3月8日；改善検討会メンバーにより料金改訂について意見交換した。

3月19日；第3回目の改善検討会を開き、料金体系等につき南王運送側との具体的な詰めを行った。

3月26日；共同配送委員会の廣田正委員長出席のもとで第6回委員会を開催し、3回にわたって協議してきた改善検討会の結果につき検討会座長の丸山幸男氏より報告があったあと具体的な協議を行った。

この第6回委員会において委員長より、共同配送において好ましい状態で配送できるものの基準料金をまず設定し、そうした基準から突出したものについては、その基準料金に加算するといった新ルールを設けてはどうかとの提案がなされた。

各委員もその提言に賛同し、現在の一率料金制を見直し、集荷、配送体制に合った料金を具体化することとなり、基本システム策定のためのプロジェクトチームを編成することになった。

以上

## 昭和59年度 収支決算書

(自昭和59年4月1日～至昭和60年3月31日)

(収入の部)				
項目	59年度予算額	決算	増	減
前年度繰越金	14,005,237円	14,005,237円	—	—
会費	前年度分	60,000	270,000	210,000
	本年度分	16,248,000	15,202,000	1,046,000
	新規会員分	150,000	900,000	750,000
事業所会費	804,000	810,000	6,000	
賛助会費	前年度分	50,000	50,000	0
	本年度分	12,350,000	11,750,000	600,000
	新規会員分	100,000	1,700,000	1,600,000
団体賛助会費	5,200,000	5,200,000		0
構造展望調査委託事業費	0	4,178,000	4,178,000	
(社)食流協補助事業費	140,000	100,000		40,000
研修事業補助金	300,000	0		300,000
関東支部事務代行手数料	800,000	800,000		0
その他の	450,000	653,816	203,816	
合計	50,657,237円	55,619,053円	6,947,816円	1,986,000円
(支出の部)				
項目	59年度予算額	決算	増	減
1. 事業費	23,190,000円	20,431,469円	4,939,921円	7,698,452円
① 支部活動費	8,000,000	5,460,000		2,540,000
{充当分}	5,420,000	5,310,000		110,000
	2,580,000	150,000		2,430,000
② 旅費	1,800,000	780,410		1,019,590
③ 会議費	2,500,000	1,359,018		1,140,982
④ 広報費	5,000,000	3,153,270		1,846,730
⑤ 宣伝費	1,500,000	1,214,600		285,400
⑥ 交際費	800,000	310,778		489,222
⑦ 賛助費・会費	950,000	780,000		170,000
⑧ 構造展望委託事業費	0	4,179,179	4,179,179	
⑨ 食流協補助事業費	140,000	346,402	206,402	
⑩ 研修等事業費	500,000	293,472		206,528
⑪ 調査研究費	2,000,000	2,554,340	554,340	

項 目	59年度予算額	決 算	増	減
2. 事 務 費	22,970,000	17,966,009		5,003,991
① 人 件 費	12,000,000	9,697,850		2,302,150
② 退 職 積 立 費	1,000,000	1,000,000		0
③ 借 室 費	3,720,000	3,720,000		0
④ 什 器 備 品 費	250,000	35,520		214,480
⑤ 電 話 料	800,000	226,550		573,450
⑥ 交 通 費	800,000	448,280		351,720
⑦ 図 書 費	600,000	296,120		303,880
⑧ 消 耗 費	1,200,000	725,040		474,960
⑨ 厚 生 費	1,200,000	920,910		279,090
⑩ 諸 雜 費	1,400,000	895,739		504,261
3. 予 備 費	4,497,237			4,497,237
① 予 備 費	4,497,237			4,497,237
合 計	50,657,237円	38,397,478円	4,939,921円	17,199,680円

総 収 入	55,619,053
総 支 出	38,397,478
差 引 残 高	17,221,575円

現 金	1,347
普 通 預 金	6,220,228
定 期 預 金	11,000,000
通 知 預 金	0
合 計	17,221,575円

### 貸 借 対 照 表

(昭和60年3月31日現在)

資 产 の 部		负 债 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	1,347 円	当 年 度 剰 余 金	17,221,575 円
銀 行 預 金	17,220,228	基 金	9,360,499
電 話 加 入 権	80,000		
退 職 積 立 金	9,280,499		
合 计	26,582,074 円	合 计	26,582,074 円

次 年 度 繰 越 金	17,221,575 円
-------------	--------------

## 財産目録

(昭和60年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	摘要	内訳	金額
現 金	期末手元有高	1,347	1,347
銀 行 預 金	太陽神戸銀行東京駅前支店 普通預金	722,422	
	"　" 定期預金	7,000,000	
	富士銀行 八重洲口支店 普通預金	306,162	
	"　" 定期預金	0	
	三菱銀行 日本橋支店 普通預金	2,033,177	
	"　" 定期預金	3,000,000	
	三井銀行 八重洲口支店 普通預金	1,509,399	
	第一勵業銀行 室町支店 "	1,337,867	
	"　" 定期預金	1,000,000	
	三和銀行 " 普通預金	210,943	
	協和銀行 日本橋支店 "	100,258	17,220,228
		小計	17,221,575
<b>基 金</b>			
電話加入権	電話架設費	80,000	80,000
退職積立金	太陽神戸銀行東京駅前支店 定期預金	2,664,945	
	安田信託銀行 馬喰町支店 金銭信託	4,667,754	
	藍澤証券(株) ワリコー(額面210万円)	1,945,130	
	第一勵業銀行 室町支店 普通預金	2,670	9,280,499
		小計	9,360,499
		合計	26,582,074

### 昭和60年度事業計画

加工食品卸業界の全国的組織化が望まれて日本加工食品卸協会が発足して以来、満8年になる。この間、食品卸業界にあっては流通構造の変化、高度情報化の進展、消費経済動向の変転等、周辺環境は加速的変容期を迎えており、これら諸問題に向けての新しい対応が迫られている。

こうした流通環境の中で、60年度にあっては卸業界全体の共通理念として新たな観点から近代化の推進年と位置づけることに致したい。敢えてこのような位置づけをする理由の一つは、60年4月1日に中小企業近代化促進法に基づく食料・飲料卸売業近代化計画が告示され、即日実施となったこともよる。

この近代化計画の対象は直接的には中小企業とされているが、その内容は、企業規模の如何を問わず、すべての企業にとって基本計画であり得ると同時に業界全体としての目標ともなるものである。

以上のような背景を踏まえ、日食協は会員の相互協力のもとで、次に掲げる諸事業を積極的に推進することとしたい。

## I 本部の事業活動

組織のかなめとなって活動してきた運営委員会、商品委員会、情報システム化委員会、食品取引改善委員会と、これら各委員会内のワーキンググループおよび缶詰ブランドオーナー会(CBO)は、業界に提起された諸問題解決のため、各支部とも緊密に連動し次の事業を推進する。

### 【運営委員会】

(1) 60年4月1日、食料・飲料卸売業に対し、中小企業近代化促進法に基づく近代化計画が告示され実施となった。

この近代化計画によれば、①卸機能の充実、②流通経費の削減、③販売額の目標設定の三つの大綱が掲げられ、目標として1万4,000店にのぼる中小企業卸売業者の年間売上げが9兆8,000億円レベルであるのに対し、5年後の64年末には12兆5,000億円とするとの指針が掲げられている。

対象は中小企業であるとは言え、近代化の促進は規模の大小を問わず共通した課題でもある。

日食協は、そうした視点に立って卸売業界の全体のレベルアップを図ることとする。

特に60年度は、近代化計画が示された初年度でもあり、各支部の協力のもとで説明会等を開催し、普及活動を推進する。

(2) 農林水産省食品流通局商業課の委託事業「食品卸売業構造展望調査研究事業」が前年度に引き続いて実施される。この調査研究委託事業は60年度で終了するが、前年度の基礎的調査研究の結果を踏まえ、将来の卸売業界の構造予測が予定されている。そのための調査等に当たっては積極的な協力体制でのぞむ。また、報告書としてまとめられた段階では、その概要を会員に告知する。

(3) 農林水産省食品流通局商業課所管の食料品商業高度化モデル事業は今年度で終了することになっているが、来年度に向けて情報化時代に対応した新しいタイプの配送施設のための実験事業を企画中と言われ、これらの事業が具体化のうえは、その周知活動を進めることとする。

(4) その他、関係官庁、関係団体が主宰する調査研究事業等には必要に応じて参画する。

(5) 日食協主催の「加工食品卸売業経営研修会」「近代化計画説明会」「全国コードセンター説明会」等の開催に当たっては、(社)食料品流通改善協会所管の「教育研修専門講座推進補助事業」に連動し、研修講座を開催するほか、人材開発、実務合理化研究等のためのセミナー、講演会、懇談会等を幅広く実施し、卸売業界における質の向上に役立てる。

その他、関係報道機関が実施する有益な研究企画等に協力する。

- (6) フードウィークへの参加をはじめ、公共団体等が企画する催事等については必要に応じて隨時協力する。
- (7) 正副会長会議、賛助会員世話人会、食品取引改善委員会等の開催に当たっては円滑なる運営に努める。
- (8) 全国8支部の支部活動が積極的かつ円滑に推進、運営されるよう本部と支部の有機的な連動を強化する。
- (9) 総務部会が新しいテーマを設定のもとに活動する場合、運営委員会は側面からこれを支援する。
- (10) 日食協の組織強化のため、未加入企業に対し会員加入を積極的に呼びかけるとともに賛助会員の増員を図る。
- (11) 会報等を通じての広報活動の内容を充実し、情報化時代にふさわしい情報の提供、諸事業の推進に当たっての周知徹底、調査研究資料の提供等、業界啓発に当たる。
- (12) 生販3層の話合いの場づくり等に努力し、業界全体の発展に資する。
- (13) 昭和62年5月に日食協は創立10周年を迎えることになる。その年を新しい起点としてさらに組織強化を図るべく企画、立案作業にとりかかる。
- (14) 事務局内の整備充実を図り団体活動の効率化に努める。

### ＜食品取引改善委員会＞

食品取引改善委員会ならびにそのワーキンググループは量販店等に納入する商品荷姿の小口化につき、前年に引き続き重点的にその推進に当たる。

現在、メーカーの前向きの協力のもとに全体の7割近くが小口化されてきたが、なお3割強が未対応であり、今後とも改善への働きかけを継続的に行う。

また最近、小口荷姿の再小口化が進みつつあるとの声も聞かれるが、日食協策定のガイドラインを小口荷姿の最少単位として協力願うよう呼びかけ、商品流通の円滑化を図ることとする。

### 【商品委員会】

- (1) 割戻金対策については、その性格、呼称、定義ならびに決済期日に関する標準化が業界合意のもとに策定され、普及推進が図られてきた。60年度はこの割戻金標準化が業界全体へ着実に浸透し改善協力が得られるようワーキンググループにおいてヒアリングならびにアンケート調査を定期的に併行実施し、実態の把握に努めるとともに、まず標準化モデルの実践を期すこととしたい。また、近い将来に向けては即引化が業界目標とされているが、商品委員会は、メーカーとのコンセンサスを十分に図りつつ前向きに作業組みして参りたい。
- (2) 返品問題については、第三者の調査研究機関である流通政策研究所に付託し、百貨店、スーパー

等における返品の実態調査がなされ、すでに同研究所より「加工食品取引における返品問題調査研究報告書」ならびに提言が示されたが、これにもとづいて商品委員会返品問題ワーキンググループは、さらに提案事項と要望事項の具体的とりまとめ作業を行い、商品委員会への第一段階への答申を終っている。

商品委員会としては、この返品問題について60年度における重点活動と位置づけ、是正のための諸施策を積極的に推進する。

- (3) 商品荷姿の小口化は、さらに細分化が進む傾向にある。商品委員会は食品取引改善委員会とも連動して、新たな問題点等情報分析し、ガイドラインに沿った小口化が円滑に促進されるよう対処する。
- (4) 農林水産省、通商産業省、中小企業庁、公正取引委員会等をはじめとする関係諸官庁の指導のもとに、取引正常化のための諸施策を具体的に講ずることとする。
- (5) 大型間接税の動向が注目されるが、その導入如何は流通業界に直接的に大きな影響をもたらすと考えられる。商品委員会は常に動向把握に留意し、関係団体と連繋しつつ必要に応じては陳情活動を展開する。
- (6) 多品種、多様化時代を背景に商品開発が急速進展しているが、それに伴って新製品、新商品の多発時代に入った。卸売業界はそのための新しい対応が求められている一方、種々の問題点も発生している状況にある。60年度は委員会活動の一つに組み入れ現状分析しつつ、問題点の抽出ならびに整理を行い、必要に応じてはメーカーとの情報交換等の場を持つこととしたい。
- (7) 食品の安全性等に関連し、食品添加物における品名と用途名の併記問題あるいは着色料に係るFDAの動向、栄養価表示問題、健康食品、天然食品の定義づけ問題ならびにその安全性等々、食品衛生法がらみの諸問題につき的確に状況を把み会員への情報提供につとめる。
- (8) 食品の賞味期間表示問題が最近特に話題とされるようになってきた。保存性のある缶詰においても表示化の方向にあるが、メリットとデメリットの両面を内在している問題だけに、流通の立場において関係団体等に対し適正なる意見具申を行い、市場混乱が派生しないよう努める。
- (9) 業務用食品、輸入食品、低温流通食品（チルド食品、冷凍冷蔵食品、氷温食品等）の流通動向を捉え情報の提供に資する。
- (10) 必要に応じて物流、商流あるいは取引問題に係る調査研究、勉強会等を実施する。
- (11) 地域卸団体との団体間の連絡の場を設け、日食協活動の周知と協調に努める。
- (12) 随時、賛助会員世話人会との懇談の場を設け、生販相互の共栄に資する。
- (13) 必要に応じては、異業種団体との情報交流等を行い委員会活動に役立てる。

### 【情報システム化委員会】

- (1) 酒類食品業界において昭和60年度は、実質的に情報化元年になると言つてよいであろう。

5月25日には業界待望の「酒類食品全国コードセンター」の創立総会が開催される運びとなった。情報システム化委員会は、全国コードセンター設立のため世話役的な立場で準備委員会と連繋を図りつつ、既存コードセンターの参加協力要請、酒類卸団体への連動呼びかけ等調整作業に当たるとともに、創立後においても普及啓蒙ならびに会員の増員等につき支援活動を展開したい。

特に日食協内部においては、各支部の支援協力のもとに地区コードセンターへの参加の呼びかけと同センターへの運営委員の推挙、地域関係団体ならびに企業が所有の名簿供出、名寄せ照合作業等、発足に当たって円滑な運営が期されるよう必要とされる諸作業に尽力する。

また、各地域における説明会の開催等積極的な企画を組むこととする。

(2) 委員会内に置かれている取引先コード検討会は、全国コードセンターの設立後も存続することになっているが、今後において対外的問題が派生したときなど、メーカー、卸が提携する業界の場として必要に応じ検討会を開催する。

(3) 受発注システム検討会が開発した量販店発注情報の共同交換システムの普及につとめる。

また、日食協指定の中継センター4社との連動を深める。

(4) 通商産業省所管の「卸売業VAN研究委員会」がとりまとめる卸VANの将来動向、VANシステム普及に伴う問題点の把握等に留意し、業界対応に備える。

その他、物流コードシンボル委員会、流通コードセンター総合委員会等への代表委員の派遣を行い、業界情報の把握、提供に努める。

JANコード、共通商品コード、POSシステム等の動向をとらえ、会員への情報提供するほか問題対応の必要ある場合は、その関係団体に要望等を行う。

また、食品業界企業間情報システム研究会（自主企画；F研、F研関西）の活動につき情報を得つつ、卸業界の立場での参考意見を述べるとともに協調を図る。

(5) 「オンライン受発注システム標準センター・コード」の基本コードに番号を付与し、流通コードセンターに登録のうえ、事務局においてこれを管理する。

(6) 酒類食品統一伝票の普及促進につとめる。

また、コスト低減のための統一伝票用紙の一括購入方式を永大紙通商㈱とタイアップし継続実施する。

なお、スーパーにおける専用伝票はすべて手書作業となっており、事務合理化のためにもチェーンストア統一伝票の普及を促進されるよう関係団体にその協力を呼びかける。

(7) ニューメディア等先端技術の将来動向と業界に及ぼす影響等諸情報の収集に努める。

### 【缶詰ブランドオーナー会】（略称 CBO）

(1) 60年度の大きな課題として缶詰の賞味期間表示問題が提起されている。すでに前年度末において日本缶詰協会が表示することへの申合せを決定しており、CBOとしては流通段階、消費者段階

- において混乱が派生しないよう表示関連事項のキメ細かな対応を同協会に要請する。
- 特に量販店等に対する積極的なオリエンテーションを実施し、缶詰への正しい理解と信用を高め普及促進が図られるよう働きかける。
- (2) 品種別5部会(果実、蔬菜、食肉、水産、パインアップル)にあっては、生産シーズン前後の的確な状況把握のため時を失すことなく隨時に部会を開催し、情報交換を行い、市況を分析して製造の適正化、市場の安定化につとめる。
- (3) 品質規格部会および品質対策委員会は、各品種別部会と協調しつつ次の活動を展開する。
- イ) 品質対策委員会が例年実施している缶詰の実態調査はすでに13年目を迎えるが、引き続きこれを実施し、クレーム発生の防止と品質の向上に役立てることとする。
- ロ) 最近、農林水産省においては品名別にJAS規格と国際規格との整合性を図り、JAS規格を見直すための検討委員会を設け作業を継続中であるが、CBOはこの委員会に代表委員を派遣し協力する。
- ハ) 缶詰の品質向上と販売の促進を図ることを目的とした市貿品開缶研究会を実施する。  
また、必要に応じ開缶展示品をサンプルとして嗜好調査、滴定酸度測定等も併せ実施するほか、消費者代表と缶詰知識を中心とした懇談会等も隨時行う。
- ニ) 食品添加物の品名、用途名の併記表示問題あるいは合成着色料に関する米国FADの動向等、CBOにとっても重要課題とされている。迅速な情報収集につとめるとともに関係団体と呼応し万全を期することとする。
- ホ) (社)日本缶詰協会、(財)日本缶詰検査協会、日本パインアップル輸入協会、沖縄パインアップル缶詰協会等が行う開缶研究会、缶詰品評会、その他の催事に協力する。
- (4) 缶詰の荷姿の小口化は他の加工食品に比べ遅れているのが実態であるが、本部委員会と連繋しその推進に最善を尽す。
- (5) あき缶公害問題につき、常に関係団体と連絡を密にし情報収集につとめる。
- (6) フードワーキー食生活展をはじめとする国あるいは関係団体の催事に隨時必要に応じ協賛参加する。
- (7) 缶詰の共同宣伝については、(社)日本缶詰協会の普及事業に予算を運動し、バイヤーに対するオリエンテーションのための新企画の立案、消費者への商品啓発活動等を実施する。
- (8) 缶詰関係諸団体との懇談会、研修会、缶詰関係賛助会員を含めたブランドオーナー有志懇談会等を企画し、グループ交流を深める。また、パッカー団体主催の記念事業、大会等に参加協力する。

## Ⅱ 支部の事業活動

高度情報化社会の到来とともに流通変革が急速に進みつつある今日、ますます地域活動の重要性が

強まっている。

各支部においては自主的な運営企画を組むとともに本部事業との緊密化を図り、当面する諸問題の整備、解決等に当たる。

(1) 中小企業近代化促進法に基づき、食料・飲料卸売業に対する近代化計画が4月1日告示され、即日施行となった。

5カ年計画の目標が示され、その目標達成のための指針も具体的に掲げられている。

支部はその計画初年度の活動としてまず、地域卸売業界内部の周知徹底を図るための説明会を10月完了を目安として企画実施する。

なお、この説明会（講演会）の開催に当たっては、日食協会員だけでなく非会員への呼びかけも望まれており、前向きの協力姿勢で当たりたい。

(2) 酒類食品業界待望の「全国コードセンター」が4月25日創立総会を開催してスタートすることになった。

これに伴って全国8地域にそれぞれ「地区コードセンター」が設けられる。この「地区コードセンター」は日食協8支部と同一エリアで区分されているが、その地区ごとに運営委員会が置かることになる。

支部にあっては、①関係メンバーへの参加呼びかけ②運営委員会への地区代表委員の推举③取引先コード付番のための名寄せ作業への協力（地域関係団体所有の名簿、企業所有の名簿の供出）④名寄せ照合作業への協力等に支部長を中心に地域連繋し地区コードセンターの充実と円滑な運営が図れるよう協力する。

また、これらの作業に合わせ、説明研修会を企画実施する。

(3) 「食品卸売業構造展望調査研究委託事業」は第2年目の最終年を迎える。支部はこの調査に当たって主旨の徹底を図り、アンケート調査には各メンバーが積極的に参加するよう呼びかける。

(4) 本部の食品取引改善委員会が担掌の量販店等に納入する商品荷姿の小口化推進に当たっては、そのガイドラインの基準に沿って対応するように努め問題点等については委員会に情報報告し、作業の円滑化を図る。

(5) スーパー、百貨店等における返品問題は支部の重要問題の一つとなっている。

このたび本部において流通政策研究所に付託し調査研究が行われ、報告書ならびに提言を得たところであるが、商品委員会ならびにそのワーキンググループの具体的作業がまとまり次第、手順を追って対外要望活動が進められることとなる。

支部は本部と連動しつつ地域対応を強化する。

(6) 支部においてもコストの低減、経営の合理化に資するため、地域内物流コストの実態調査あるいは返品の実態調査を必要に応じ実施し、地域実態の掌握につとめる。

(7) 割戻金標準化推進のための地域懇談会、情報交換等を隨時行い決済期日の短縮化作業に着実に取

り組む。

- (8) 支部の実情に合った実務研究、あるいは共同活動（共同配送、物流機器の共同購入）等を実施し、企業経営の活性化に役立てる。
- (9) 近代化計画が示す指針等に沿う機能整備、業態開発、人材の育成、情報化時代への対応研究等隨時に支部企画し、研究会、講演会、実務研修会を実施する。
- (10) 他支部の活動情報を中心に交流し友好を深める。また地域における卸団体と連絡協調を図る。
- (11) 支部内所在の賛助会員との懇談あるいは研究会の場を必要に応じ設営し、相互の理解を高める。
- (12) 会員の増強を図り支部を充実させる。

### Ⅲ 対外活動の推進

- (1) 中小企業の食料・飲料卸売業に対する近代化計画が施行となった。日食協は、その窓口団体として各地域における説明会を行政の指導のもとで積極的に実施し、普及に努めるとともに、近代化計画の目標達成に尽力する。
- (2) 60年度「食品卸売業構造展望調査研究事業の委託に応ずるほか関係官庁の諸調査研究事業に協力する。
- (3) 公正な取引秩序の確保、業界の健全化対策等につき必要ある場合は建議、請願を行う。
- (4) 小売業界団体との相互交流と理解を深め、流通業界の円滑化につとめる。
- (5) メーカー団体、関係卸団体ならびに賛助会員との連繋を密にし、当面する問題の解決、是正等に当たる。
- (6) 異業種団体との情報交流を図り、共通課題については協調姿勢で臨む。

以上を60年度の事業活動に組み立て、迅速かつ的確なる措置を講ずることとする。以上

### 昭和60年度 収支予算

(自昭和60年4月1日～至昭和61年3月31日)

(収入の部)			
項目	60年度予算額	備考	
前年度継越金	17,221,575円		
会費	前年度分	120,000	4社
	本年度分	16,962,000	324社
	新規会員分	150,000	5社

項目	60年度予算額	備考
事業所会費	810,000円	135事業所
賛助会費	前年度分 50,000	1社
	本年度分 13,850,000	(116社)
	新規会員分 100,000	2社
団体賛助会費	5,200,000	(缶詰4団体)
構造展望調査委託事業費	0	食品卸売業構造展望調査研究委託事業費
社食流協補助事業費	140,000	社食料品流通改善協会補助金
関東支部事務代行手数料	880,000	関東支部からの事務代行手数料
その他の	550,000	銀行利息等
合計	56,033,575円	
(支出の部)		
項目	60年度予算額	備考
1. 事業費	23,190,000円	
① 支部活動費	8,000,000	8支部の活動費に充当
充當分	5,420,000	8支部年間充当費
	2,580,000	申請補充費
② 旅費	1,800,000	委員長、専務理事、職員等の出張旅費、宿泊料、日当
③ 会議費	2,500,000	総会、理事会、委員会、研究会、懇談会、打合会等の会場経費
④ 広報費	5,000,000	会報、議事録、定款など事業に伴う印刷費、発送費、タイブ料等
⑤ 宣伝費	1,500,000	加工食品の啓蒙普及費、新聞広告料等
⑥ 交際費	800,000	関係団体等に対する慶弔金、その他対外折衝に伴う経費
⑦ 賛助費・会費	950,000	食流協、公正取引協議会、日缶協、食品産業センター等の会費
⑧ 構造展望調査事業費	0	食品卸売業構造展望調査研究委託事業費
⑨ 食流協補助事業費	140,000	食流協関係講習指導事業等
⑩ 調査研究費	2,500,000	調査、研究、それに伴う資料等

項目	60年度予算額	備考
2. 事務費	23,410,000円	
① 人件費	12,000,000	役職員2名の給与、賞与、手当、アルバイト料等
② 退職積立費	1,200,000	年間給与の10分の1以上
③ 借室費	3,960,000	12カ月分家賃
④ 光熱・水道費	950,000	光熱費、水道料等
⑤ 什器備品費	250,000	什器、その他備品
⑥ 電話料	800,000	電話、電報、その他
⑦ 交通費	800,000	役職員の通勤手当、都内近郊の交通費
⑧ 図書費	600,000	法規追録、年鑑、新聞、専門書、その他
⑨ 消耗費	1,200,000	ユーピックス使用料、事務用品、日用雑化、その他
⑩ 厚生費	1,200,000	役職員の保険料、保健衛生、弔慰金等
⑪ 雜費	450,000	その他雑費
3. 予備費	9,433,575	
① 予備費	9,433,575	
合計	56,033,575円	

上記項目の流用を認める。

## 日食協生みの親・和氣顧問逝く



日本加工食品卸協会の生みの親である和氣正夫日食協顧問（元北洋商事株式会社取締役社長）は、かねて病気療養中のところ、4月25日午前11時18分逝去された。享年72であられた。

お通夜、密葬は近親者によりいとなまれ、本葬は和氣家ならびに株式会社菱食の合同葬により、5月11日、麻布山善福寺（東京都港区元麻布）において午後1時から葬儀、午後2時から告別式がしめやかに執り行われた。故人の遺徳をしのぶ業界関係者多数

が参列した。

この葬儀に臨んで日本加工食品卸協会会長より次の弔辞が捧げられた。

弔

辭

本日、ここに和氣家ならびに株式会社菱食殿の合同葬として故和氣正夫殿のご葬儀が執り行われるに当たり、日本加工食品卸協会の生みの親として立派な功績を残された故人のご遺徳をしのび、謹んでお訣れの言葉を申しあげます。

あなたは、昭和8年、株式会社菱食の前身である株式会社北洋商会へご入社以来、卸売業一筋に身を投ぜられ、後の北洋商事株式会社の当時の社長であられた故浅井二郎様の片腕として重責を担われ、浅井一和気両氏のコンビによる意欲的なお仕事振りは業界にも広く知れわたっておりました。

昭和41年11月、全国缶詰問屋協会が創立され、故浅井二郎様がその初代会長に就任されてからは、文字通りご社内のとりまとめ役を果されたと承っております。

その後、名実共に社内外において、第一線に立たれることになりましたのは、昭和48年5月のことです。

あなたは、故浅井様がご他界なされた4日後の全缶協理事会において、第二代の全缶協会長にご就任なされました。会長ご就任に当たり、非常にお悩みになっておられたやに承っております。

しかし、重責をひとたびお受けなさるや誠心誠意、業界のために美事に責任を全うさ

れたのでありました。

あなたは、流通業界が大きな変革期を迎えるとともに、全国団体としての全缶協の在り方とその将来について深く洞察され、全国缶詰問屋協会を母体として、加工食品の全国団体結成を決意されてから2年有余を経、昭和52年5月、遂に業界待望の日本加工食品卸協会の誕生を見たことは、正に業界の偉業でございました。

会長ご在任は満4年の短い期間ではございましたが、そのご功績は永く業界の歴史に深く刻み込まれることでございましょう。

あなたは、株式会社菱食ならびに日本加工食品卸協会に立派な路線を敷かれ、共に隆昌する発展の基盤を磐石たるものとなされたのです。

日食協はあと2年で創立10周年を迎えますが、和氣様には今後とも、日食協の将来を永く見守っていただきたく願っておりましたのに、洵に痛恨の極みと申すほかございません。

私どもは、あなたが組織化に努力なされた時のご遺志を原点として業界の発展に資することが、故和氣正夫日食協顧問への最高の手<sup>た</sup>向けであると存じます。

今はただひたすらあなたの冥福をお祈り致しまして、お訣れの言葉といたします。

昭和60年5月11日

日本加工食品卸協会  
会長 國分 勘兵衛



## 「全国コードセンター」で最終協議

4月9日、情報システム化委員会を開催し、「全国コードセンター」設立に関する件を中心に協議した。

栗原副委員長より、全国コードセンター準備委員会の作業進捗状況につき概要報告があり、具体的協議に入ったが、①全国コードセンターの創立総会を5月25日、鉄道会館ルビーホールにおいて午前10時から開催予定である。②既在のコードセンターとの調整作業を進めているが、大阪および名古屋については、説明の機会を設け、まず松本委員長に挨拶に出向いていただく、③創立総会にさきだち日食協の8支部の支部長宛に加入勧誘のご協力、地区コードセンター運営委員会の委員推薦ならびに名寄せのための名簿提供と照合作業の協力要請状をお届けする、④会費の体系と収入試算について、⑤総会案内の作業手順等、情報システム化委員会としては最終仕上げのための委員会とされた。

その他では、日本チェーンストア協会がこのほど作成した請求データフォーマット標準化案を情報として資料提供した。

## 【全国コードセンター準備委員会】 創立総会に向け仕上げ急ぐ

4月22日、全国コードセンター準備委員会を開催し、4月11日の運営部会、4月15日の初期登録部会で最終的とりまとめが行われた検討内容を踏

まえ、5月25日の創立総会への総仕上げ作業がなされた。

その結果、規約については、一部修正された以外はすべて承認となったが、正式名称を「酒類食品全国コードセンター」と統一することになった。

なお総会通知は早急に印刷にかかり、発送分担は日食協会員ならびにその賛助会員は日食協において、また既存コードセンター会員に対しては野村コンピュータシステム㈱が当たり、5月15日申込締切りを目標に準備に取りかかることとなった。

創立総会当日の式次第等については、運営部会長を中心事務的作業が進められる。

次回の準備委員会は5月16日午後1時半から日食協会議において開催の予定となった。

## 支部ニュース

### 【物流コスト・返品実態調査】 両調査を9月までには完了

関東支部の流通業務委員会が4月26日開催された。

この委員会において、59年度における関東支部の活動状況ならびに総会提出の報告書、事業計画書等、原案作成に当たっての内容検討を行った。

物流コスト、返品実態調査の実施に関しては、前年度に引き継いで調査することを決め、物流コスト調査（59年1月～12月度）を7月末までに完了し、返品調査については、60年6月、7月、8月の3カ月間にわたり百貨店、スーパーの返品実態を調査し、9月末にそのとりまとめを行うことになった。なお今回は金額により返品比率を算出する。

その他倅車料金の情報交換、委員会としての今後のスケジュール化、支部定時総会開催準備等につき協議した。

### 北陸ブロック幹事会

東海北陸支部の北陸ブロック幹事会が、4月23日、金沢都ホテルにおいて開催された。

この幹事会には本部より専務理事が出席し、59年度における日食協活動につきその概要を報告し、続いて今後のブロック運営に関し協議がなされた。

協議概要としては、①ブロック総会を6月下旬開催予定とする、②近代化計画説明会、全国コードセンター説明会等について7月下旬又は8月上旬を予定する、③チェーンストアの専用伝票を統一伝票に切替えるよう中央において働きかけていただきたい、④社団法人への組織化についてどう考えるかなど前向きな協議が行われた。



### 返品問題の案作成につき検討

商品委員会内に設けられている返品問題ワーキンググループ〔座長市瀬竹久氏・菱食〕は4月17日、流通政策研究所において、さきに調査分析された報告書ならびに提言を踏まえ、今後、具体的にこの問題に対応すべき施策につき、商品委員会に答申すべき原案のとりまとめ作業に入った。

今回のWG作業は、第一段階として商品取引の明確化、返品制度の規則ならびに新製品発売に関する返品等につき検討した。

### 「共同配送小委員会」を設置

都内百貨店への共同配送業務は開始されて以来満1年を迎えたが、その円滑な運営に当たっている共同配送委員会（委員長 廣田正氏）では、配達ならびに料金体系等システムの見直しを行うことになり、委員会内に小委員会を置き、その第1回目の会合を4月26日に開催した。

この「共同配送小委員会」の代表メンバーは、三友食品㈱、国分㈱、㈱廣屋、㈱明治屋、松下鉢木㈱、日本酒類販売㈱、㈱菱食および南王運送㈱の8社である。

今回は料金体系についての基礎的なシステムのあり方を中心に検討した。

### 笹田傳左衛門氏ご逝去



株式会社小網取締役社長、マルカン酢株式会社社長、東京コカ・コーラボトリング副社長であり、日本加工食品卸協会の理事でもあられた酒類食品業界の重鎮笹田傳左衛門氏が4月21日午後8時17分、心不全のため逝去された。76才。密葬は23日、西宮市の楠会館でおこなわれた。喪主は長男笹田泰夫氏。

本葬は5月9日青山斎場において午後1時から葬儀、2時から告別式が行われ業界関係者多数が参列、故人の偉業をしのんだ。

# 酒類食品全国コードセンター

## —設立と加入のおすすめ—

### 酒類食品全国コードセンター設立委員会

拝啓 時下ますますご清祥の段お慶び申し上げます。

さて、酒類食品業界では、昨今の激しく進展する情報化時代を迎え、いろいろな面で業界標準化の必要性がうたわれておりますが、最も重要なものの一つとして、取引先コードの統一化があることは、ご承知のとおりです。

業界の統一取引先コードは、既に一部の地域で実施されておりますが、これを活用した業界システムは極めて大きな効果をあげており、かねてから統一コードの全国拡大実現が望まれておりました。

この情勢に鑑がみ、業界では、57年11月、日本加工食品卸協会の情報システム化委員会のもとに『取引コード検討会』を設置し、統一コード全国展開の検討を開始、その後、業界としての方向づけが確定した59年5月には、関係諸団体のご協力のもとに『酒類食品全国コードセンター設立準備委員会』が発足して活動を引き継ぎ、具体的な準備作業が進められました。

そしてこのたび『酒類食品全国コードセンター設立委員会』として、運営方法等を以下のとおり決定いたしました。ここにこれをご報告するとともに、是非当コードセンターにご加入いただきますようご案内申し上げる次第です。

よろしくご検討のほどお願い申し上げます。

敬 具

#### 発起人企業（企業名音順）

[メーカー]	アサヒビール株式会社 味の素株式会社 キッコーマン株式会社 キリンビール株式会社 サッポロビール株式会社 サントリー株式会社 明星食品株式会社 雪印乳業株式会社	[卸]	株式会社小網 国分株式会社 西野商事株式会社 日本酒類販売株式会社 株式会社廣屋 株式会社升喜 松下鈴木株式会社 株式会社明治屋 株式会社菱食
--------	---	-----	---

協賛団体 日本加工食品卸協会

## 酒類食品業界の統一取引先コード

### 1. コードセンターの目的

酒類食品業界の各企業が取引情報の授受を行う際、双方が共通の統一取引先コードを使用すれば、個々の事務効率と精度が大幅に向上し、また業界全体としても事務処理上の大きな無駄を省くことができます。

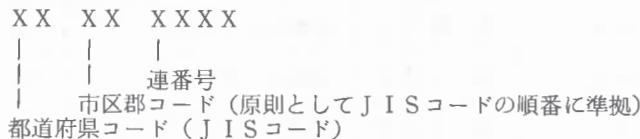
業界では現実に、卸からメーカーへの発注情報と販売情報、およびメーカーから卸への出荷情報のデータ交換において、この統一コードが活用されており、多大な成果を実現しています。

コードセンターは、この統一取引先コードを広く普及、管理し、各企業の事務合理化と業界の情報化促進をはかることを主たる目的とするものです。

### 2 統一取引先コード

#### (1) コード体系

現行の業界統一取引先コードの体系をそのまま踏襲する。



このコードを採用した理由は次のとおり。

- イ) 多くの企業で長年定着しているコード体系である。
- ロ) 現時点では特に体系の変更をしなければならない必然性がない。
- ハ) 地区別の番号であり使いやすい。
- ニ) 体系変更に伴う移行作業負担を生じない。
- ホ) 桁数は必要かつ充分である。仮に地区10,000店を越えた場合は、別の府県コードか市区郡コードを併設することにより対処が可能。

#### (2) 登録の範囲

原則として業界内で共通して、継続的に取引される相手を登録できるものとする。当然一般的には他業種として分類される取引先も含まれる可能性があるが、現実に他業界との調整を必要とする事態が生じない限り、これを業界内の基準とする。

将来、登録店数の著しい増加や他業種との絡み等で混乱を来たす恐れが生じた場合は、改めて何らかの基準を検討するものとする。

#### (3) コード設定の単位

本店、支店、営業所、出張所等事業所の単位とし、必要であれば配送センター、倉庫、営業

倉庫などのコード化も認める。また、同一所在地内でも別法人組織があつたり、部門別にコードを分ける必要がある場合も原則的に登録を認める。

将来、上記の基準で混乱を生じる恐れがある場合は、何らかの基準を再検討する。

#### (4) コードに付随する登録内容

登録内容は当面次のとおりとする。

- |           |          |
|-----------|----------|
| ・統一取引先コード | ・住 所     |
| ・屋号、店名    | ・電話番号    |
| ・代表者名     | ・酒販免許の種類 |
| ・郵便番号     |          |

### 3. コードセンターの設置場所

コードセンターは、常識的な商圈ブロックの単位に1カ所ずつとし、必要に応じてサブセンターの併設を考慮していく。

	地区コードセンター名	所在地		地区コードセンター名	所在地
1	北海道コードセンター	札幌	5	近畿コードセンター	大阪
2	東北コードセンター	仙台	6	中国コードセンター	広島
3	関東コードセンター	東京	7	四国コードセンター	高松
4	東海北陸コードセンター	名古屋	8	九州沖縄コードセンター	福岡

### 4. 組織と運営

#### (1) 会員制組織

コードセンターは会員制の組織とする。入会の場合は、所定の申込書を地区コードセンター経由で、全国コードセンター運営委員会宛提出する。

#### (2) 運営委員会の設置

イ) 各地区に地区の運営を行う『地区コードセンター運営委員会』を設けるとともに、全体を統括する『全国コードセンター運営委員会』を設置する。



ロ) 全国コードセンター運営委員会は、関東コードセンター運営委員会と他地区運営委員会の委員長によって構成する。

ハ) 必要に応じてサブコードセンターを設置するが、これは当該ブロックの地区コードセンター運営委員会に所属するものとする。

(3) 入会金と会費

① 入会金

イ) 入会金は、下記会費の1カ年分を入会時に納入する。

ロ) 会員の入会金は、統一コードの初期登録費用及びその他の運営費用に充てる。

② 会 費

イ) 登録対象店ランキングによる都道府県別の会費制とする。

(参考： 資料1「都道府県別登録対象店と会費ランキング」)

ロ) 東京、大阪は管理対象件数が多いため、両地域に限り、狭域で使用する場合の会費は別途定める。

ハ) 会員は、加入したエリア（コードを使用する範囲）の分の会費を、毎年4月と10月、その後の半期分の会費として前納する。

ニ) ランク別会費（月額）と該当の都道府県

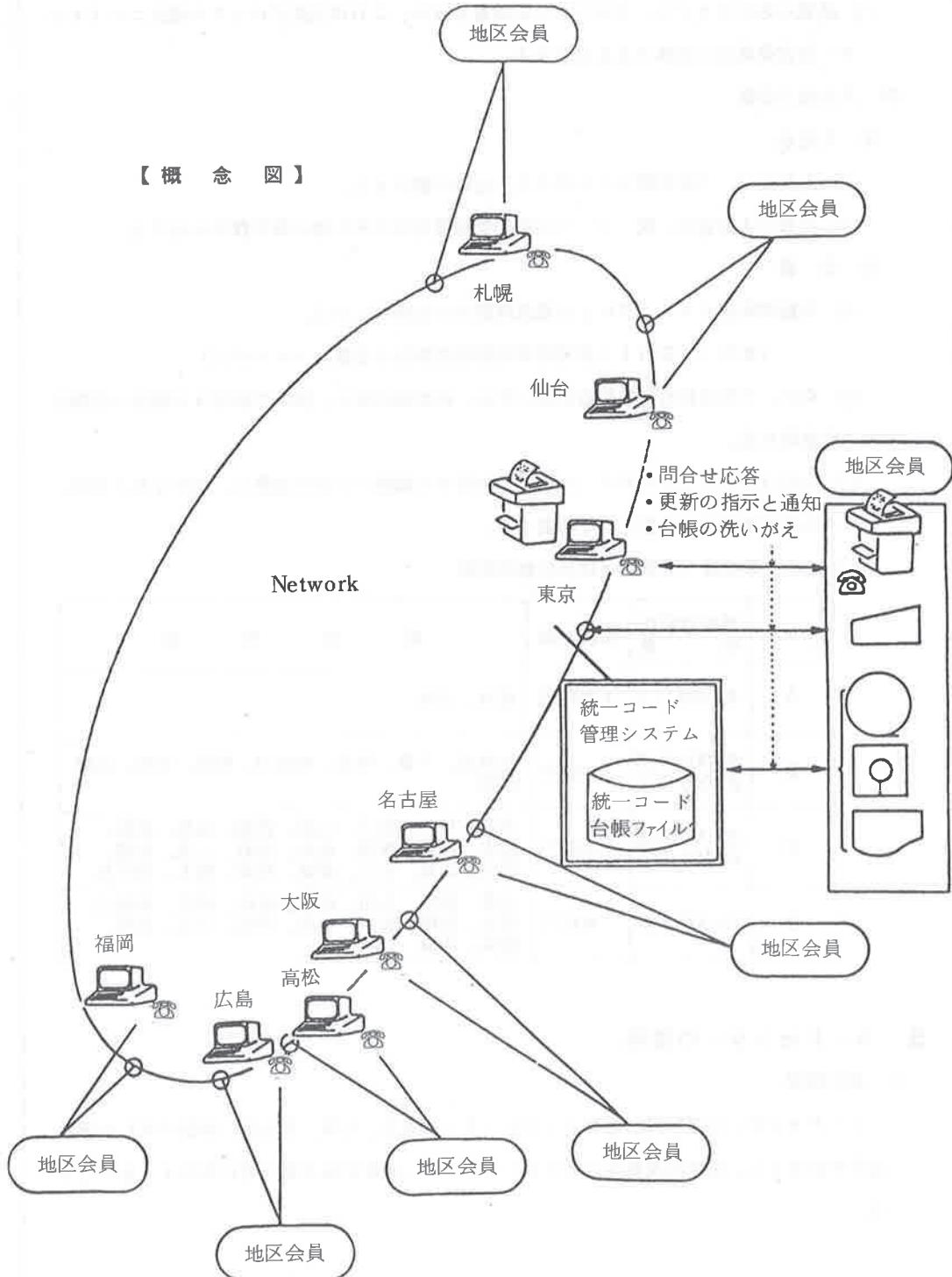
ランク	登録対象店 の 数	会費月額	都 道 府 県
A	40,000 以上	4,000 円	東京、大阪
B	40,000 未満 20,000 以上	2,000 円	北海道、千葉、埼玉、神奈川、静岡、愛知、兵庫、福岡
C	20,000 未満 10,000 以上	1,000 円	青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、栃木、群馬、茨城、岐阜、長野、三重、京都、岡山、広島、山口、愛媛、長崎、熊本、鹿児島
D	10,000 未満	800 円	山梨、富山、石川、福井、奈良、滋賀、和歌山、鳥取、島根、香川、徳島、高知、大分、佐賀、宮崎、沖縄

## 5. コードセンターの運用

(1) 運用機関

コードセンターの運用は、既存コードセンター（東京、大阪、名古屋、神奈川等）の運用方式を参考とし、事務局業務を含めたコードセンター業務全般を第三者に委託するものとする。

(2) コード管理システム



資料1. 都道府県別登録対象点と会費ランクシング

	メーター	小 御	元	メーター	食 御	品	小 元	スベー	大規 模	小売 百貨店	計	A	B	C	D	会費ランキング
北海道	45	69	4126	4886	604	13941	795	61	30527	0	0	0	0	0	0	0
青森県	48	30	1920	1464	61	8014	101	11	11649	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	39	31	1752	1333	33	7499	132	8	10827	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	39	35	2242	2112	89	10306	229	16	15068	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	70	59	2008	1055	50	7388	113	9	10752	0	0	0	0	0	0	0
山形県	90	41	1718	1438	50	6956	110	15	10418	0	0	0	0	0	0	0
福島県	130	24	2590	1948	83	10697	161	14	15647	0	0	0	0	0	0	0
(小計)	416	220	12230	9350	366	846	73	74361	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県	86	63	2573	1947	142	11847	145	16	16819	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	61	72	1775	1250	125	9383	117	10	12793	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	54	17	1731	1150	189	8994	138	12	12285	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	75	52	2897	2093	122	20577	314	27	26157	0	0	0	0	0	0	0
東京都	56	71	3134	2262	146	15000	239	27	20935	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	33	195	6850	3877	1629	47981	854	144	61563	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	120	80	3084	1926	120	23588	458	55	29972	0	0	0	0	0	0	0
長野県	121	23	964	530	123	4682	56	4	6503	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	116	15	1946	2104	142	9622	235	8	14188	0	0	0	0	0	0	0
(小計)	59	66	2895	4678	892	17309	260	19	26718	0	0	0	0	0	0	0
富山县	44	22	1407	919	72	5855	101	8	244725	-	-	-	-	-	-	-
石川県	71	102	1175	1016	62	4929	144	5	8428	0	0	0	0	0	0	0
福井県	62	24	906	821	47	3712	107	4	5583	0	0	0	0	0	0	0
板橋区	79	32	1651	1673	78	8484	138	10	12145	0	0	0	0	0	0	0
豊島区	56	44	3741	4290	643	24331	432	48	33556	0	0	0	0	0	0	0
三重県	90	30	1587	2518	68	8224	187	8	12712	0	0	0	0	0	0	0
(小計)	402	254	10467	11237	970	55355	1109	83	80057	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	87	40	999	856	58	4226	40	13	6299	0	0	0	0	0	0	0
京都府	117	36	2241	2050	121	11336	142	6	16049	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	85	183	5165	2711	689	35103	396	51	44383	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	221	153	4059	3337	299	20576	338	51	29134	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	79	21	1066	737	25	4613	47	1	6589	0	0	0	0	0	0	0
和歌山县	53	63	1586	1242	75	6086	83	7	9195	0	0	0	0	0	0	0
(小計)	642	496	15116	11013	1267	81940	1046	129	111649	-	-	-	-	-	-	-
鳥取県	39	15	809	724	23	2434	74	11	4129	0	0	0	0	0	0	0
島根県	65	44	1379	1191	30	3728	99	5	6541	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	148	25	2060	1766	86	7769	226	8	12088	0	0	0	0	0	0	0
広島県	131	100	2311	2718	261	10952	283	10	16766	0	0	0	0	0	0	0
山口県	128	34	1951	1944	59	8074	175	17	12382	0	0	0	0	0	0	0
(小計)	511	218	8917	7936	459	32957	857	51	51906	-	-	-	-	-	-	-
福岡県	52	8	1276	1129	39	4838	88	3	7433	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	58	27	1061	1012	21	4722	68	6	6975	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	33	14	1238	1511	38	4723	91	3	13266	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	56	55	2354	1958	47	9922	97	14	14503	0	0	0	0	0	0	0
大分県	80	20	1641	1311	52	5975	112	11	9202	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	77	14	1341	1183	42	6236	95	18	9006	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	70	14	2429	2562	64	10826	97	10	16072	0	0	0	0	0	0	0
(小計)	542	242	14602	13627	430	67467	943	114	97967	-	-	-	-	-	-	-
合計	3574	2285	102647	87220	8169	511156	9106	866	725023	2	8	21	16	16	16	16

(3) コードセンターの運用業務

① コードの設定と管理

- イ) コードの加除改廃とその通知
  - ロ) コードに関する問合わせへの対応
  - ハ) 登録内容の正誤確認（登録時および随時的な洗い直し）
- ニ) コードブックの作成と配布

② 関連諸機関との折衝、調整

- イ) 関連行政機関との折衝、調整
  - ロ) 他業種コードセンターとの調整
  - ハ) その他業界団体等、関連する諸機関との折衝、調整
- ニ) 定期的または随時的に、利用者のための会合を招集し然るべき活動を行う

③ 統一コードの利用普及に関する活動

- イ) 普及のための資料作成と配布
- ロ) 普及のための説明会、講習会等の実施
- ハ) 統一コード利用システムの研究とその普及活動

④ その他

- イ) 業界内および他業界での統一コード利用動向の把握
- ロ) センターの運用に係わる一般事務

## 酒類食品全国コードセンター規約

本会は昭和60年4月1日発起人全員の賛同を以って発足した。

### 第一章 総則

#### 第1条 (名称)

本会は「酒類食品全国コードセンター」（以下、当センターと略す）と称する。

#### 第2条 (事務局)

当センターの事務局は東京都内に置く。

#### 第3条 (運営)

当センターは会員制とし会員相互の信頼と理解並びに協力により運営される。

#### 第4条 (目的)

当センターは、酒類食料品業界のシステム化に共通の便益をもたらす為、全国に

亘る酒類食料品を取り扱う企業ならびに事業所に付せるコード（取引先コード）の管理を行う事を目的とする。

#### 第 5 条 (事業)

前条の目的を達成する為次の事業を行う。

1. 当センター会員の登録せる酒類食料品を取り扱う企業ならびに事業所に付せるコードの加除改廃
2. 前項事項の会員への連絡
3. 当コードに関する一切の問い合わせに対する応答
4. 当コード管理に必要なその他の事業
5. 当コードの普及促進及び活用に関する事業
6. 会員加入の促進に関する事業
7. その他上記に付帯する事項

### 第二章 会員

#### 第 6 条 (会員の資格)

当センターの入会資格は、酒類食料品を取り扱うメーカー・卸売業・小売業を営む者及びその他「全国コードセンター運営委員会」の入会承認を得た者とする。

#### 第 7 条 (入会)

当センターに入会を希望する場合は、所定の申込書を「地区コードセンター」経由で「全国コードセンター運営委員会」宛提出するとともに、入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 第 8 条 (脱会)

会員が次の事由に該当する場合は、「全国コードセンター運営委員会」決議により脱会させるものとする。

1. 会員としての資格を喪失したとき
2. 会員としての義務を怠ったとき

#### 第 9 条 (会員の権利)

会員は当センターにより管理されるコードを使用する権利を有する。ただし、当センターの事業を妨げる行為に使用してはならない。

#### 第 10 条 (会員の義務)

会員は次の義務を負う。

1. 本規約遵守の義務
2. 総会及びその他本規約の定める各種会合に出席する義務
3. 会費納入の義務

### 第三章 組織と運営

#### 第 11 条 (地区コードセンター)

全国を8つのブロックに分割し、「地区コードセンター」（以下地区センターと略す）を設置する。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1. 北海道コードセンター  | 5. 近畿コードセンター   |
| 2. 東北コードセンター   | 6. 中国コードセンター   |
| 3. 関東コードセンター   | 7. 四国コードセンター   |
| 4. 東海北陸コードセンター | 8. 九州沖縄コードセンター |

#### 第 12 条 (地区コードセンター運営委員会)

地区センターごとに「地区コードセンター運営委員会」（以下地区運営委員会と略す）を設置する。

1. 地区運営委員会の構成は次のとおりとする。

地区委員長 1名 地区副委員長 1名 地区委員 3～8名

2. 地区運営委員会委員の任期は1年とする。
3. 互選によって地区委員長、地区副委員長を選出する。この二役は、連続して3期以上就任することはできない。
4. 地区運営委員会は、当該地区のコード管理・運営に関する業務を行うものとし、その内容は別途細則で定める。

#### 第 13 条 (会員総会)

会員活動は地区単位で実施し、各地区センターで年1回原則として3月に会員総会を行う。会員総会の運営は、地区委員長、地区副委員長、地区委員が行い、下記の議題につき、報告、協議、決議を行う。

会員総会は、地区会員の過半数の出席(含む委任)をもって成立する。

- 1) 経過報告
- 2) 会計報告

#### 第 14 条 (全国コードセンター運営委員会)

地区委員長と関東コードセンター委員によって構成される「全国コードセンター運営委員会」（以下全国運営委員会と略す）を設置し、各地区センターを統括する。

1. 全国運営委員会の構成は次のとおりとする。

全国委員長 1名 会計監事 1名

全国副委員長 2名 全国委員 13名

2. 全国運営委員会委員の任期は1年とする。
3. 委員の互選により全国委員長、全国副委員長、会計監事を選出する。  
この三役は、連続して3期以上就任することはできない。
4. 全国運営委員会は、全国のコード管理・運営に関する業務を行うものとし、その内容は別途細則で定める。

第 15 条 (全国運営委員会の開催)

全国運営委員会は、隔月単位で開催し、別途細則に定める決定事項について審議を行う。

第 16 条 (全国委員総会)

1. 全国委員総会は年1回、原則として毎年4月に開催する。
2. 全国委員総会は各地区センターの委員全員を対象として行い、委任状を含む過半数の出席をもって成立する。
3. 総会の運営は、全国委員長、全国副委員長、会計監事、全国委員が行い、下記の議題について、報告、協議、決議を行う。

1) 経過報告                  2) 会計報告                  3) 本規約の改正

第 17 条 (業務の委託)

当センターの事務局業務を含めたコードセンター業務全般を第三者委託とし、その範囲は細則で定める。

第 18 条 (委託先の決定、変更)

コードセンター業務の委託先の決定、変更は全国委員総会において行う。

## 第四章 会 計

第 19 条 (会計年度)

会計年度は4月1日より翌年3月末日までとする。

第 20 条 (会費の徴収)

当センターの目的遂行、並びに運営維持のため会費を徴収する。

第 21 条 (会計報告)

事務局は会期末に会計報告を行う。

第 22 条 (会計監査)

会計報告内容の監査は会計監事がこれを行う。

第 23 条 (会費の納付)

会費は会員夫々1会期分（1年分）を半期に分け、4月と10月に、その後の半期分として前納する。

第 24 条 (臨時会費)

会費の範囲内で賄うことの出来ない支出が予想される場合、全国委員総会の決議により1会期分の範囲内において臨時会費を徴収することが出来る。

## 第五章 附 則

第 25 条 本会則に定めざる事項は全て全国委員総会にて決定する。

第 26 条 本会則は昭和60年5月25日より実施する。

